

少子化問題等に関する資料

平成 1 7 年 2 月
厚生労働省職業安定局

< 目次 >

1	少子化の流れをかえるために雇用・労働面で改善すべき事項に関する資料	
(1)	少子化の流れをかえるために雇用・労働面で改善すべき事項について	1
(2)	若年者の雇用問題	2
(3)	子育て期における長時間労働	3
(4)	両親の帰宅時間	4
(5)	夫と妻の家事関連時間	5
(6)	年次有給休暇取得の低下	6
(7)	年次有給休暇取得へのためらい	7
(8)	男性において低い育児休業取得割合	8
(9)	育児休業を利用できたのに取得しなかった理由	9
(10)	育児と仕事の両立を図るための措置の状況	10
(11)	子育て中の仕事の悩み	11
(12)	25～34歳層の結婚、出産・育児による女性離職者割合の推移	12
(13)	妊娠・出産を理由とした解雇等の個別紛争解決援助件数	13
(14)	働き続けるための必要なこと	14
(15)	第1子出産前後での母の就業状況の変化	15
(16)	理想・予定のライフコース	16
(17)	円滑な再就職のために必要な支援策	17
(18)	雇用政策研究会における少子化に関するこれまでの議論について	18
(19)	少子化に関する各種意見について	19
(20)	諸外国の少子化政策の概況	21

2 少子化に関するその他資料

(1)	男女の就業率格差と合計特殊出生率	27
(2)	出生率と性別役割分業意識	28
(3)	ブロック別有配偶者(25～34歳)の労働力率と合計特殊出生率	29
(4)	未婚率の推移(20～34歳)	30
(5)	平均初婚年齢の推移	31
(6)	平均出生児数と理想子ども数の推移	32
(7)	妻の年齢別平均出生児数の推移	33
(8)	理想の子ども数を持たない理由	34
(9)	少子化対策で期待する支援	35
(10)	世帯構造・年齢階級別1世帯当たりの所得	36
(11)	高齢者世帯と児童のいる世帯の平均所得の推移	37
(12)	幼稚園4歳から大学までの教育費等の総額	38

3 前回研究会までの指摘事項に関する資料

(1)	性、年齢階級、主な収入源別パートを選んだ理由	39
(2)	有業者の年齢、行動の種類別総平均時間	41

1 - (1) 少子化の流れをかえるために雇用・労働面で改善すべき事項について

子ども・子育て応援プラン」に掲げられた事項

若年者の不安定な状況を改善し、経済的な自立を促せないか。

仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しをどう進めるか。

- ・育児期の男女の長時間労働を是正すべきでないか。
- ・男性の家事・育児への参加を促せないか。
- ・有給休暇、育児休業の取得促進、子育て期間中の勤務時間短縮等の措置の普及促進をどう進めるか。
- ・育児で離職を余儀なくされる者をどう減少させるか。

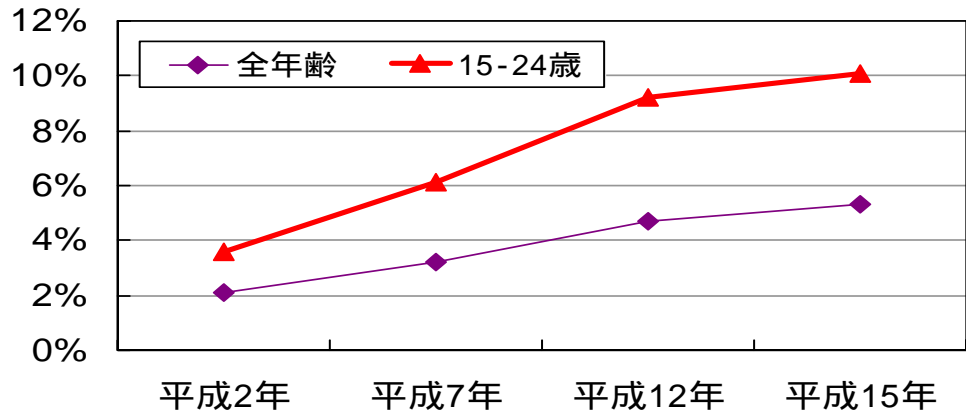
育児が一段落した後の円滑な再就職を促進すべきでないか。

働き方の多様な選択肢を整備すべきでないか。

1 - (2) 若年者の雇用問題

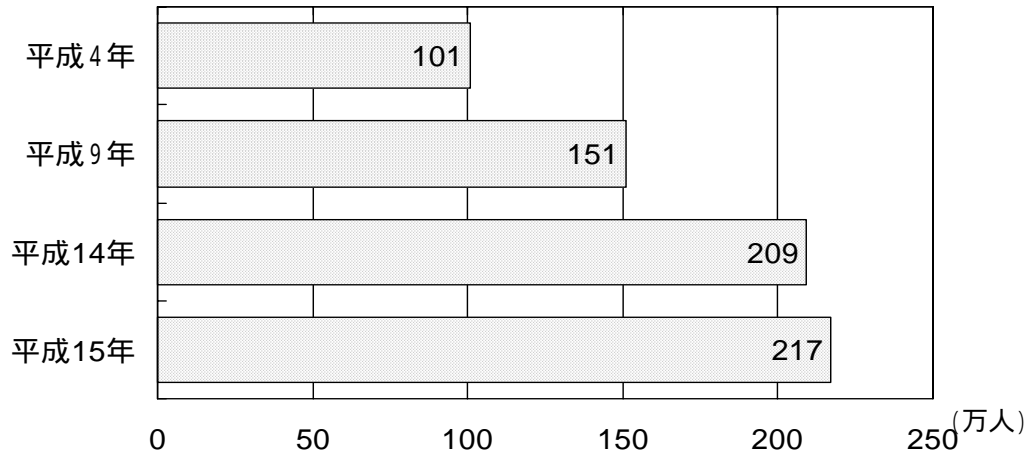
若年者の失業率は高い水準で推移しており、特に24歳以下は、近年急速に上昇。
また、雇用の不安定な若者は社会的、経済的に自立できず、家庭を築くこと、ましてや子どもを持つことは困難。

失業率の推移



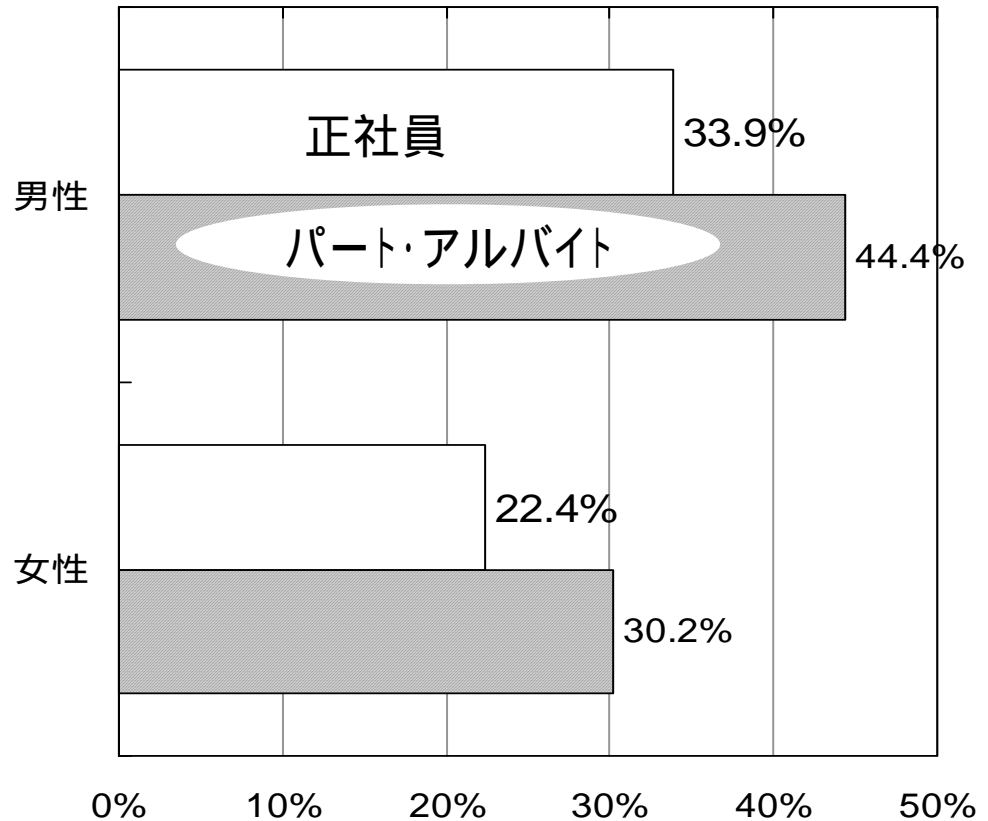
資料:総務省統計局「労働力調査」

フリーター数の推移



(資料出所)総務省統計局「就業構造基本調査」、「労働力調査詳細集計」

未婚の理由として「金銭的に余裕がないから」をあげる者の割合

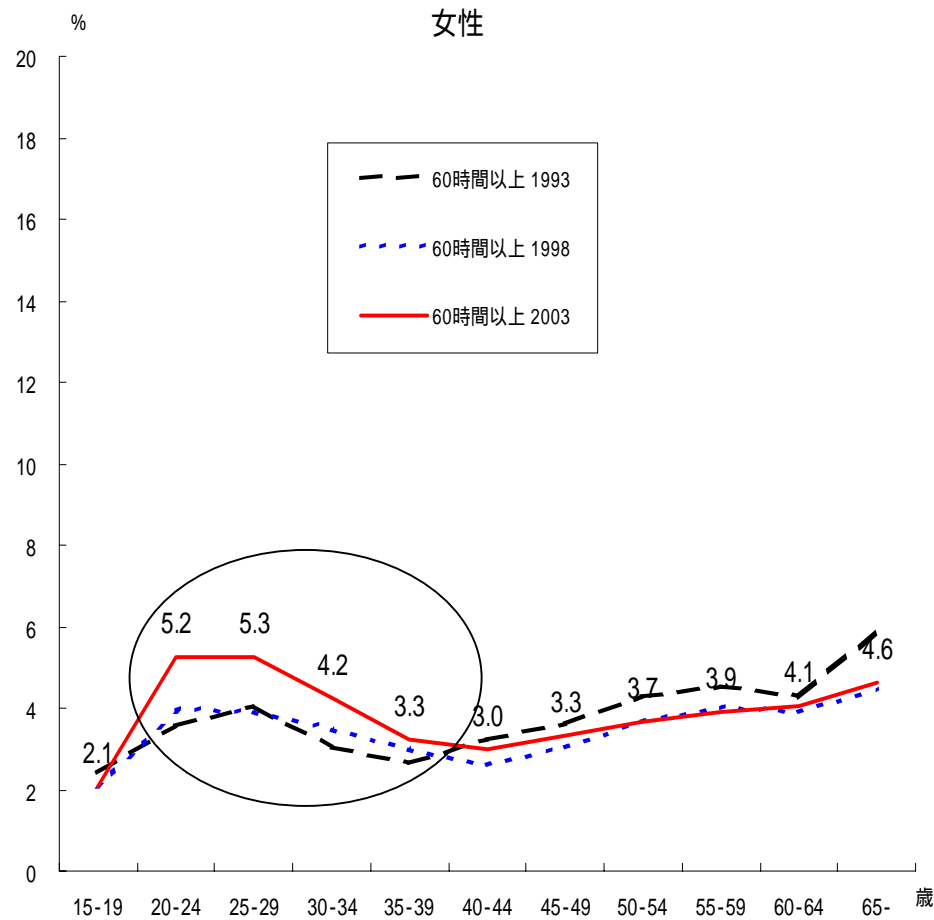
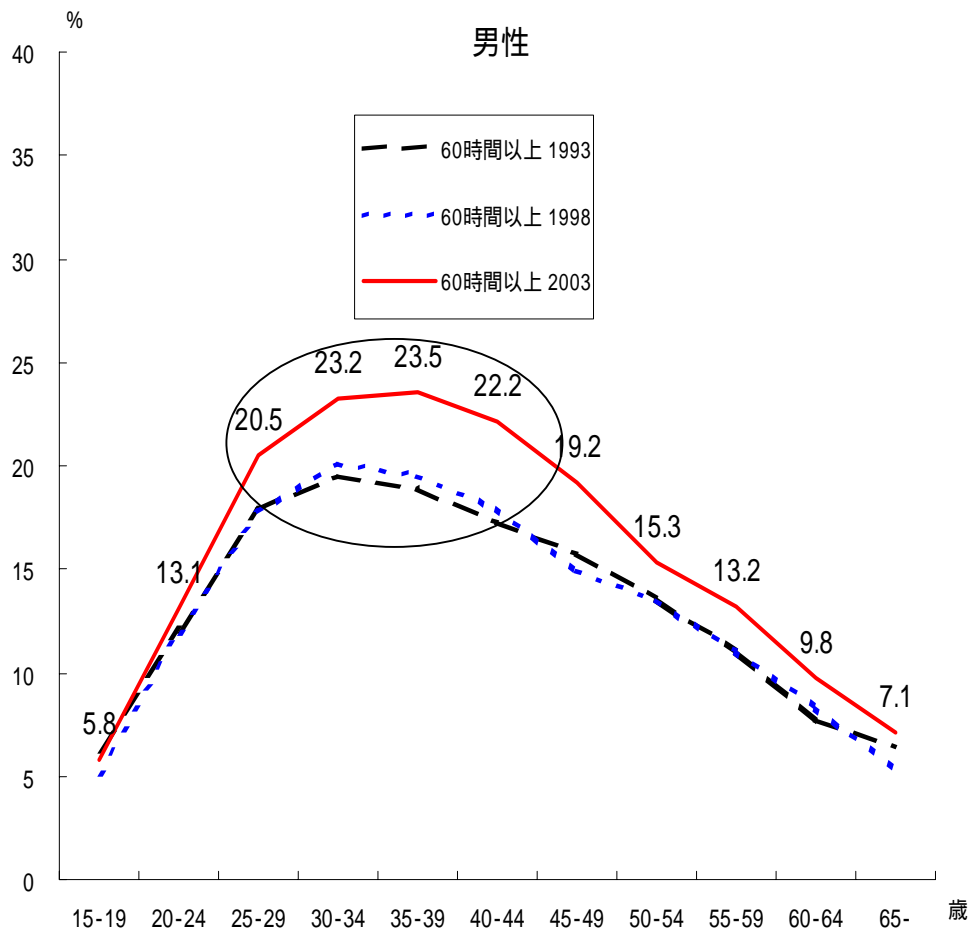


0% 10% 20% 30% 40% 50%
(資料出所)内閣府「国民生活白書」(平成15年版)より引用。内閣府「若年層の意識実態調査」により作成され、回答者は全国の学生を除く20~34歳の男女880人。

1 - (3) 子育て期における長時間労働

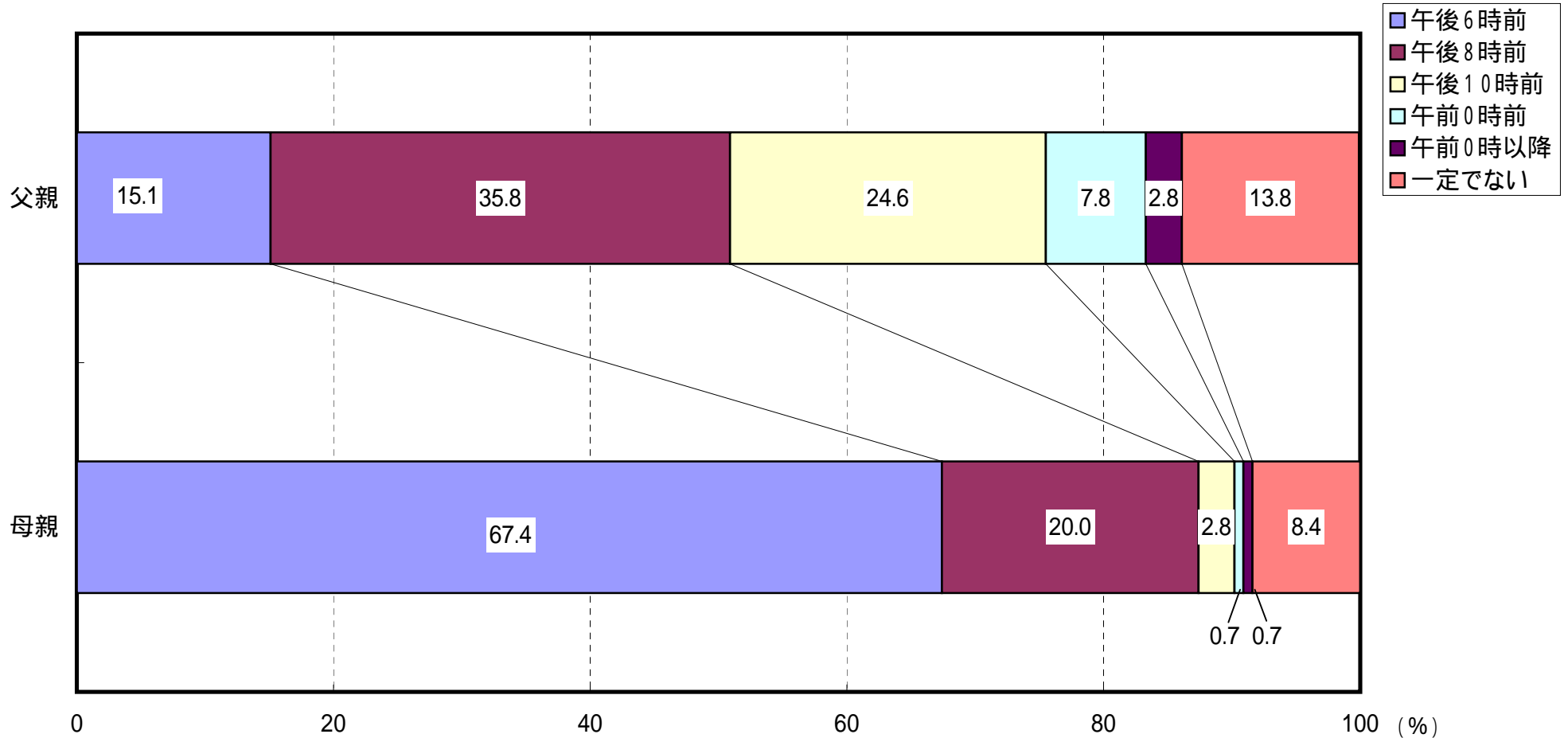
男性及び39歳以下の女性の週60時間以上働く者の割合が上昇。

年齢階級別60時間以上雇用者の割合



1 - (4) 両親の帰宅時間

父親の帰宅時間を見てみると、午後8時前に帰宅している割合が最も高く、次いで午後10時前となっている。一方、母親の帰宅時間を見てみると、午後6時前に帰宅している割合が最も高く、次いで午後8時前となっている。



(資料出所) 厚生労働省「児童環境調査」(2001(平成13)年)

(注) 全国の満3歳から中学3年生までの児童のいる世帯を対象とした調査

1 - (5) 夫と妻の家事関連時間

男性の家事関連時間は、子どもの有無、平日、土日、妻の有業無業に関わらず、妻より短くなっている。

(時間:分)

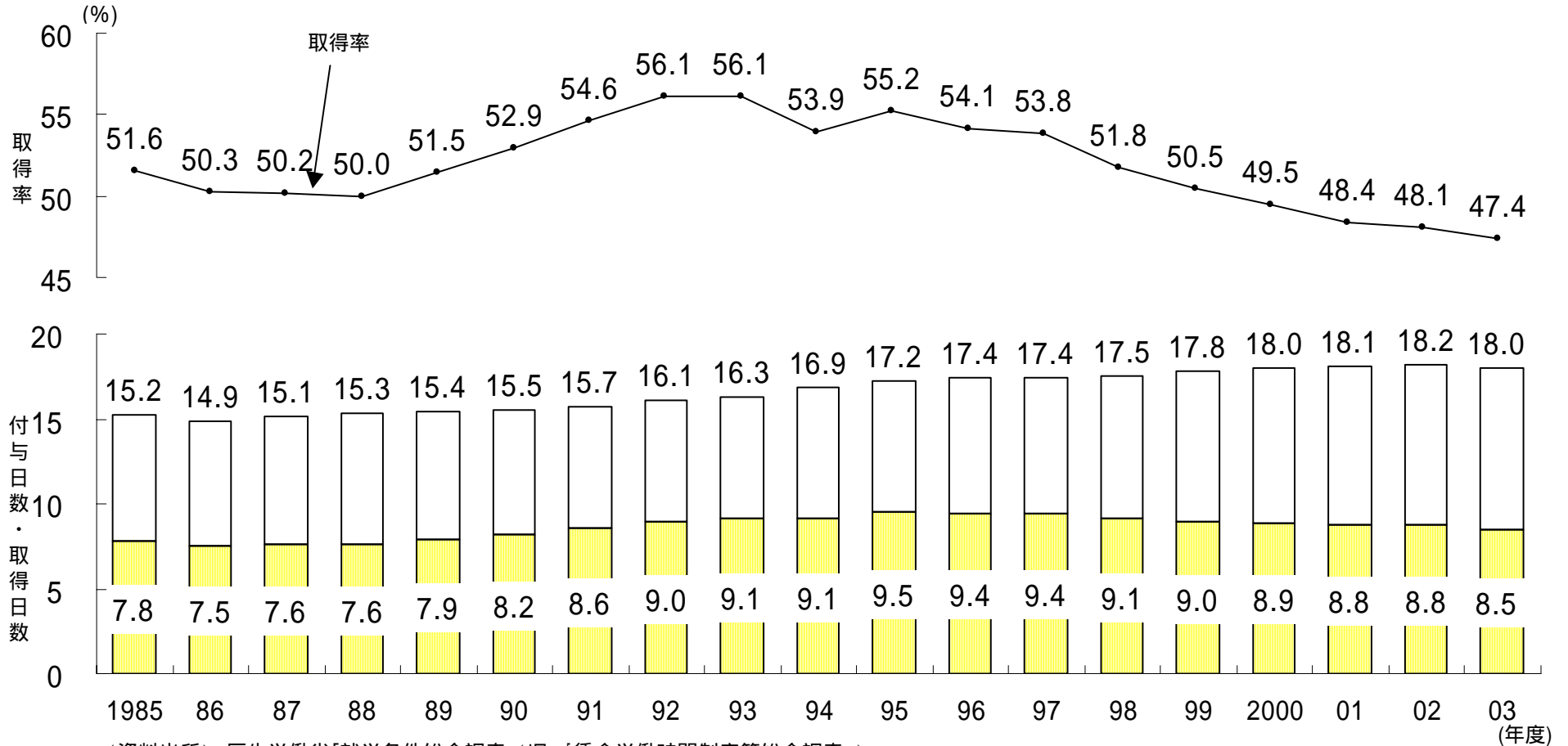
			合計	家事	介護・看護	育児	(参考)仕事
6歳未満の子どもがいる世帯	平日	夫(有業)	0:21	0:04	0:01	0:16	9:17
		妻(無業)	8:30	4:30	0:04	3:56	0:01
		妻(有業)	5:00	3:04	0:04	1:52	4:32
	土曜日	夫(有業)	0:55	0:12	0:01	0:42	5:09
		妻(無業)	7:08	3:55	0:03	3:10	0:01
		妻(有業)	5:26	3:25	0:03	1:58	2:04
	日曜日	夫(有業)	1:06	0:15	0:01	0:50	2:25
		妻(無業)	6:03	3:23	0:02	2:38	0:01
		妻(有業)	4:58	3:09	0:03	1:46	0:57
6歳未満の子どもがいない世帯	平日	夫(有業)	0:08	0:06	0:01	0:01	8:23
		妻(無業)	5:50	5:28	0:10	0:12	0:04
		妻(有業)	3:37	3:27	0:04	0:06	5:19

(資料出所)総務省統計局「社会生活基本調査」(2001(平成13)年)

1 - (6) 年次有給休暇取得の低下

年次有給休暇の付与日数は増加傾向にあるが、取得率は1990年代後半以降低下傾向にある。

労働者1人平均年次有給休暇の推移(調査産業計、企業規模30人以上)



(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

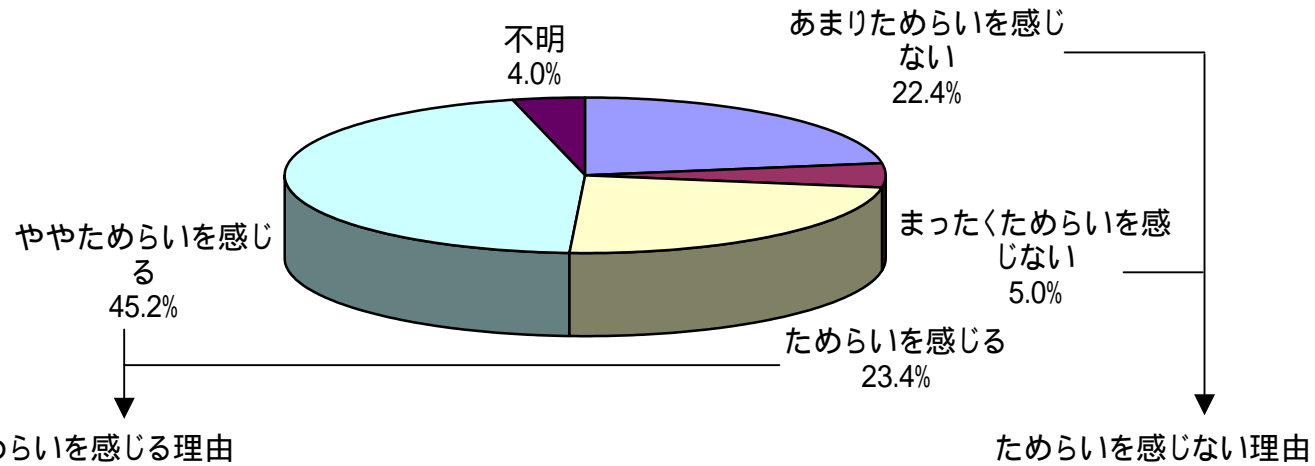
(注) 1. 調査期日は、平成11年度以前は12月末日現在、12年度より1月1日現在であり、調査年を表章している。

2. 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

3. 「取得率」は、全取得日数 / 全付与日数 × 100 (%) である。

1 - (7) 年次有給休暇取得へのためらい

7割の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じており、「まったくためらいを感じない」労働者は5.0%となっており、「あまりためらいを感じない」労働者をあわせても、ためらいを感じない割合は3割弱となっている。



(資料出所) 三和総合研究所「長期休暇制度に関する調査研究」(2000年)

(注) 1. 調査実施時期は2000年2月～3月

2. 対象は、従業員30人以上の企業5,000社に勤務する労働者(各企業4人)

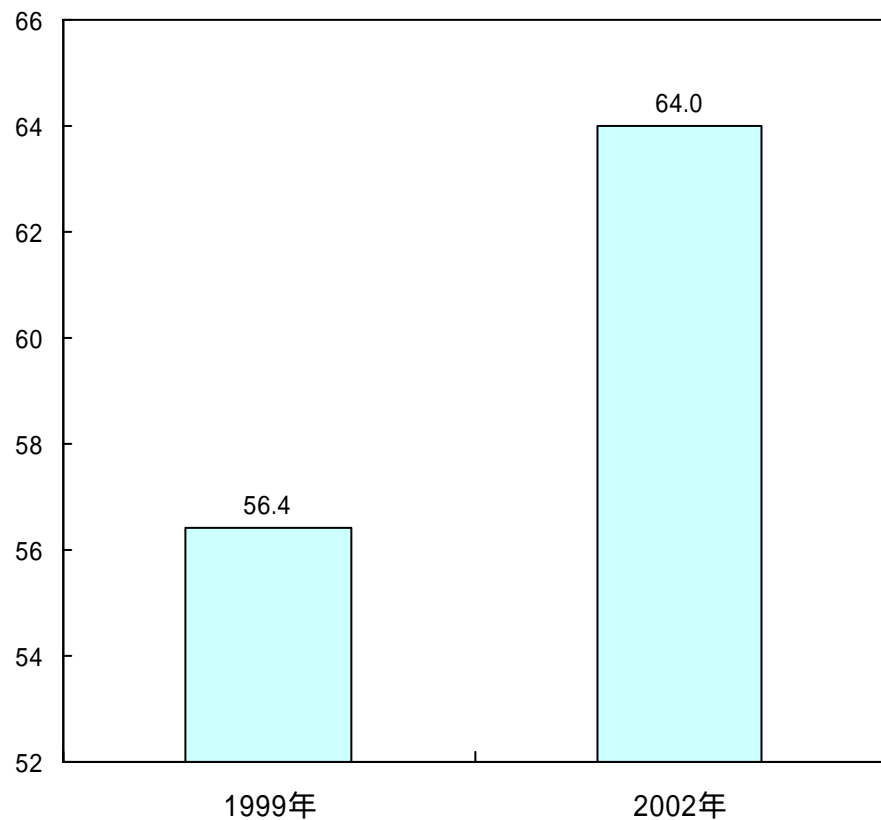
3. 対象者数20,000人、有効回答数5,210人(有効回答率26.1%)

1 - (8) 男性において低い育児休業取得割合

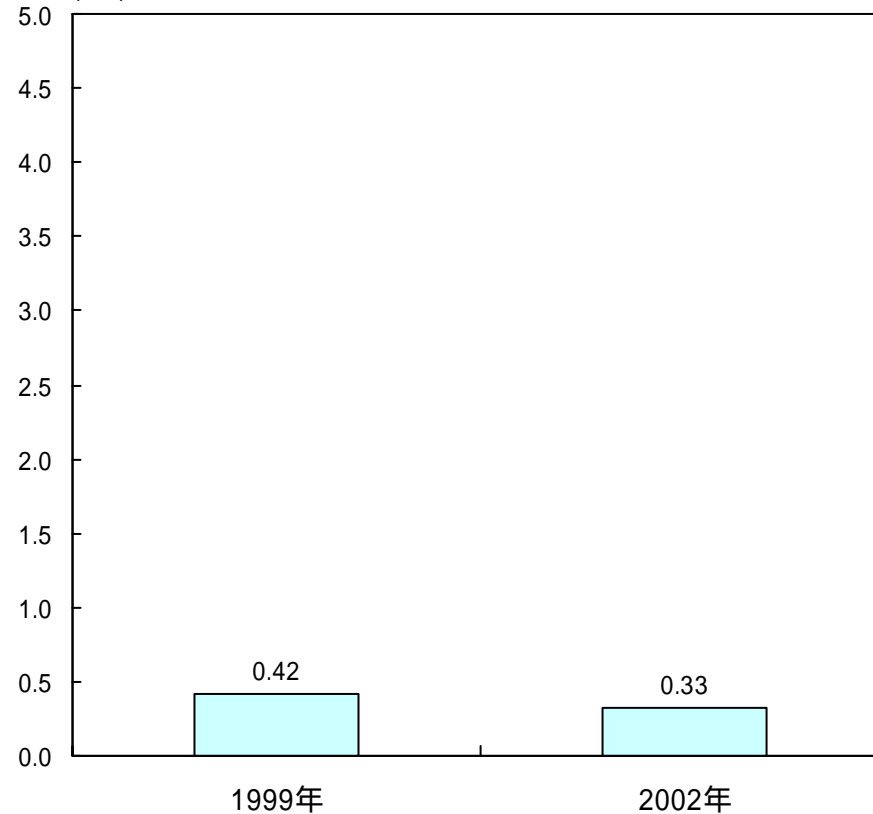
育児休業取得者割合は、女性は上昇しているが、男性は未だ低水準。

育児休業取得者割合

(%) 【女性】



(%) 【男性】

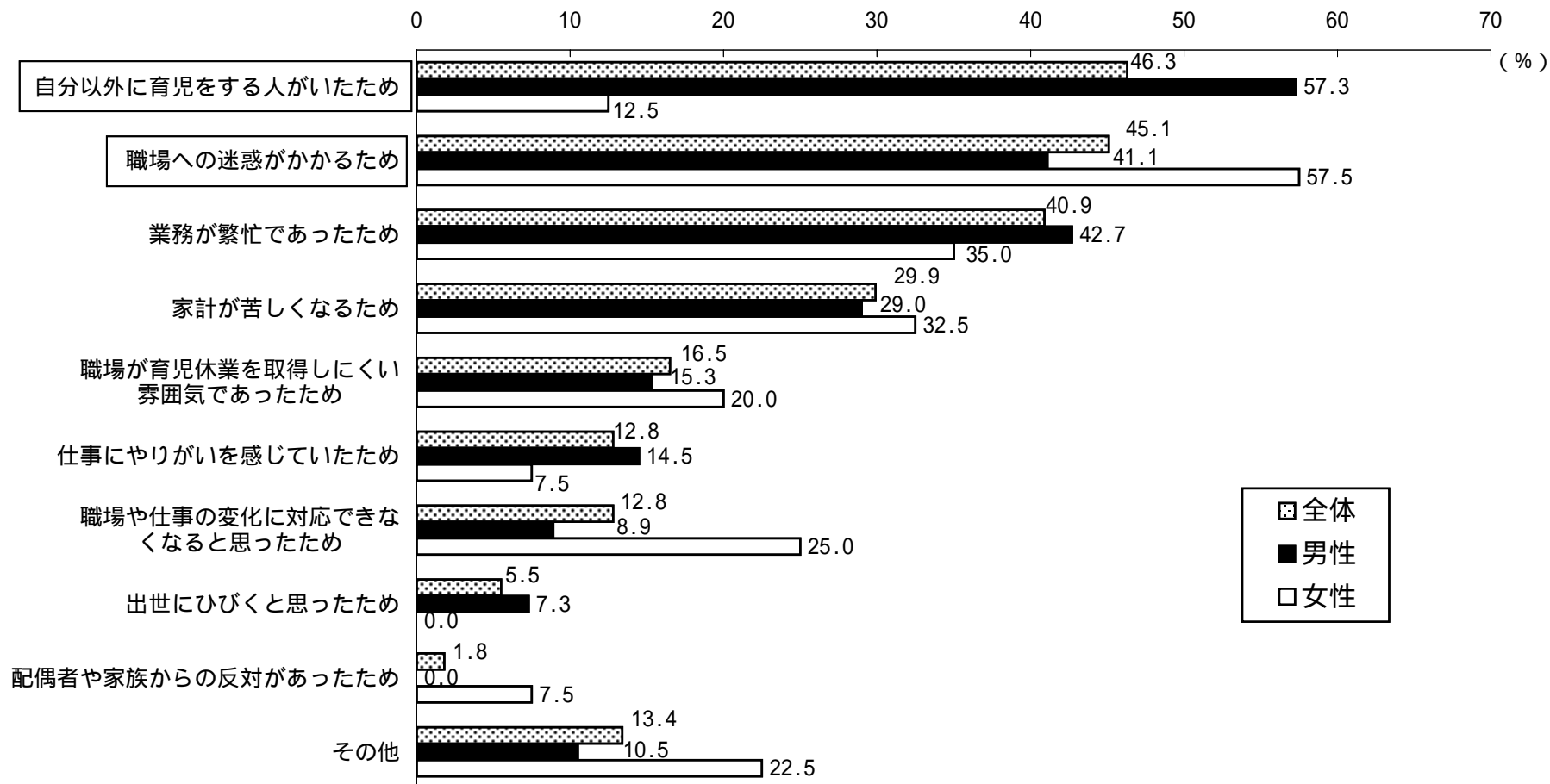


(資料出所) 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

(注) 1999年及び2002年については、5人以上規模の事業所調査の数値である。なお、2003年度に行った30人以上規模の企業調査では、女性73.1%、男性0.44%となっている。

1 - (9) 育児休業を利用できたのに取得しなかった理由

育児休業を利用できたのに取得しなかった理由を見ると、全体と男性では「自分以外に育児をする人がいたため」が最も多い理由であり、女性では「職場への迷惑がかかるため」が最も多い理由となっている。



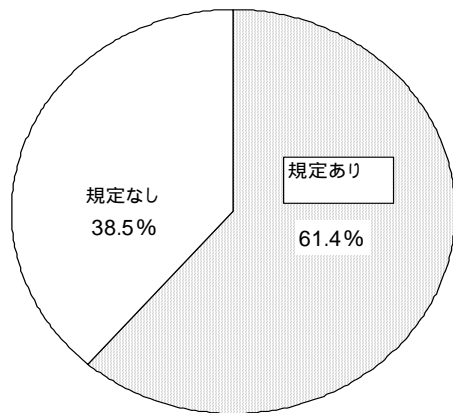
(資料出所) ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する研究会報告書」(平成15年)

(注) 1. 複数回答

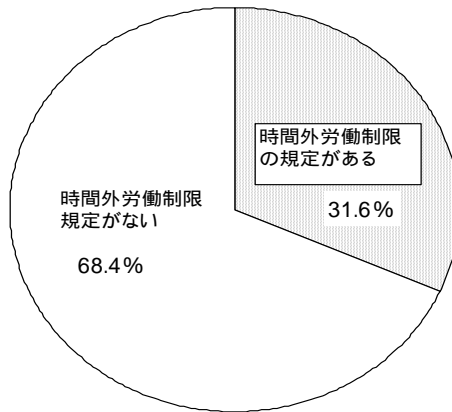
2. 6歳未満の子を持つ配偶者のいる20歳以上40歳未満の雇用者(女性は非就業を含む)に聞いたもの。

1 - (10) 育児と仕事の両立を図るための措置の状況

(1) 育児休業制度の規定の有無

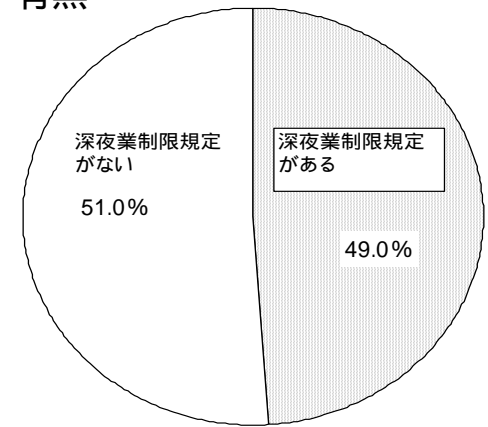


(2) 育児のための時間外労働時間制限規定の有無



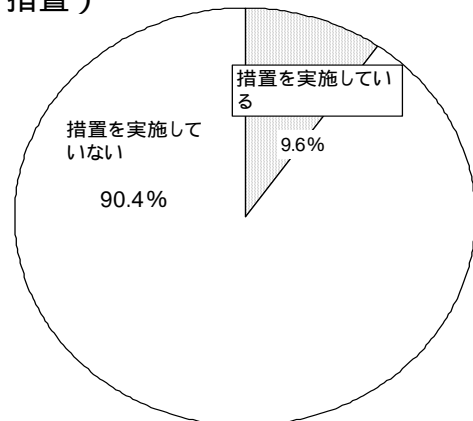
(注1) 時間外労働があると回答した事業所を100とした割合。
(注2) 時間外労働があると回答したのは80%。

(3) 育児のための深夜業制限規定の有無

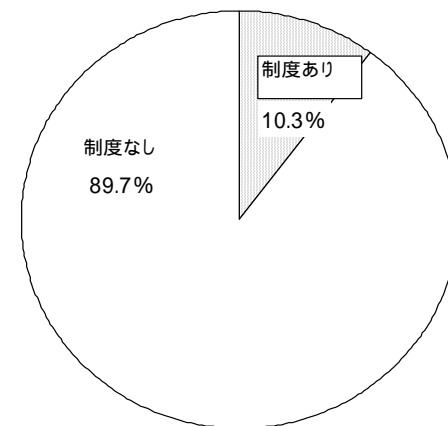


(注1) 深夜労働があると回答した事業所を100とした割合。
(注2) 深夜労働があると回答した事業所は39.7%。

(4) 育児のための勤務時間短縮等措置の制度の有無（利用することができる子の年齢の上限が、「小学校就学の始期に達するまで以上」とされている措置）

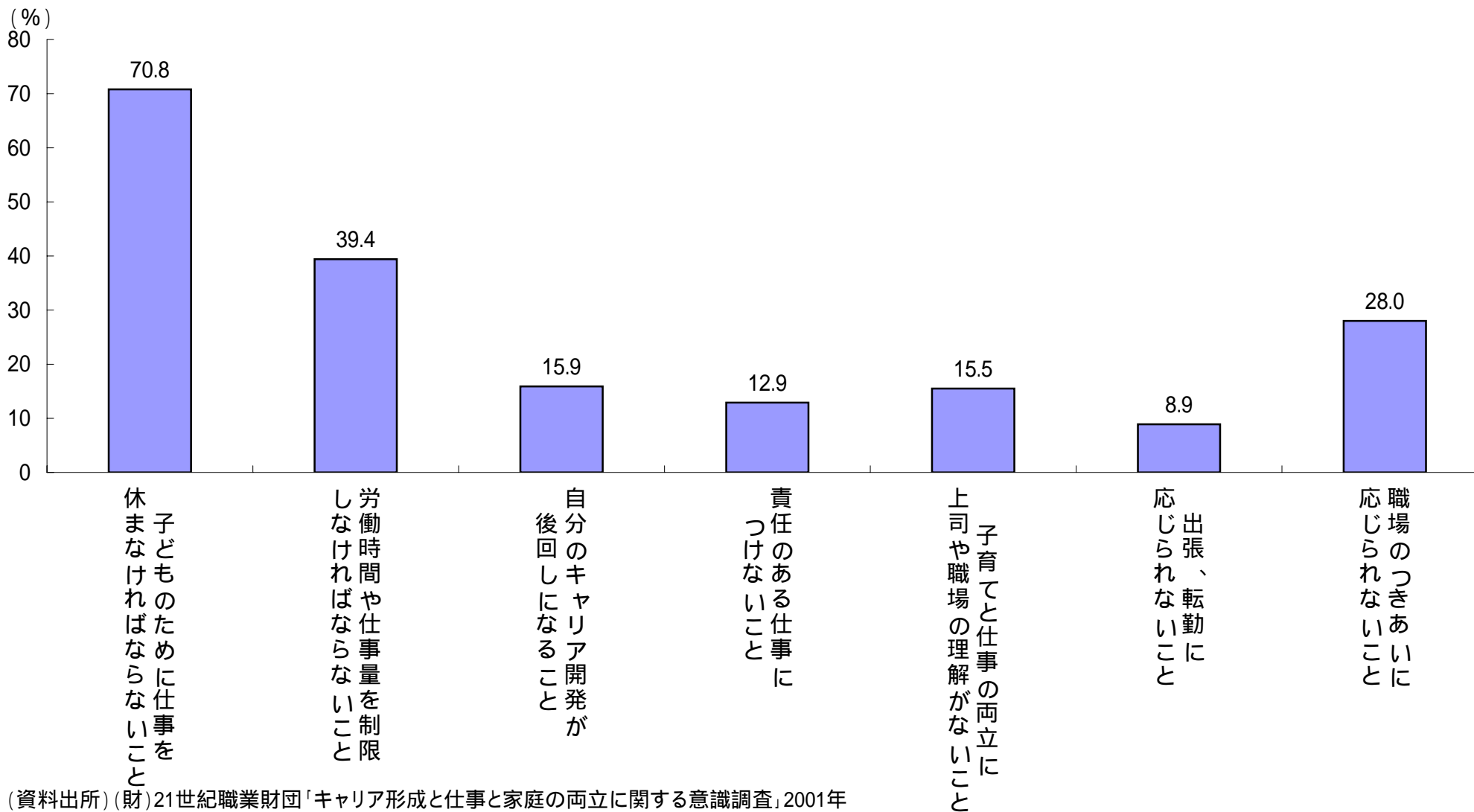


(5) 子の看護休暇制度の有無



1 - (11) 子育て中の仕事の悩み

子育て中の仕事の悩みの割合を見ると、「子どものために仕事を休まなければならないこと」が最も多く、「労働時間や仕事量を制限しなければならないこと」、「自分のキャリア開発が後回しになること」と続いている。



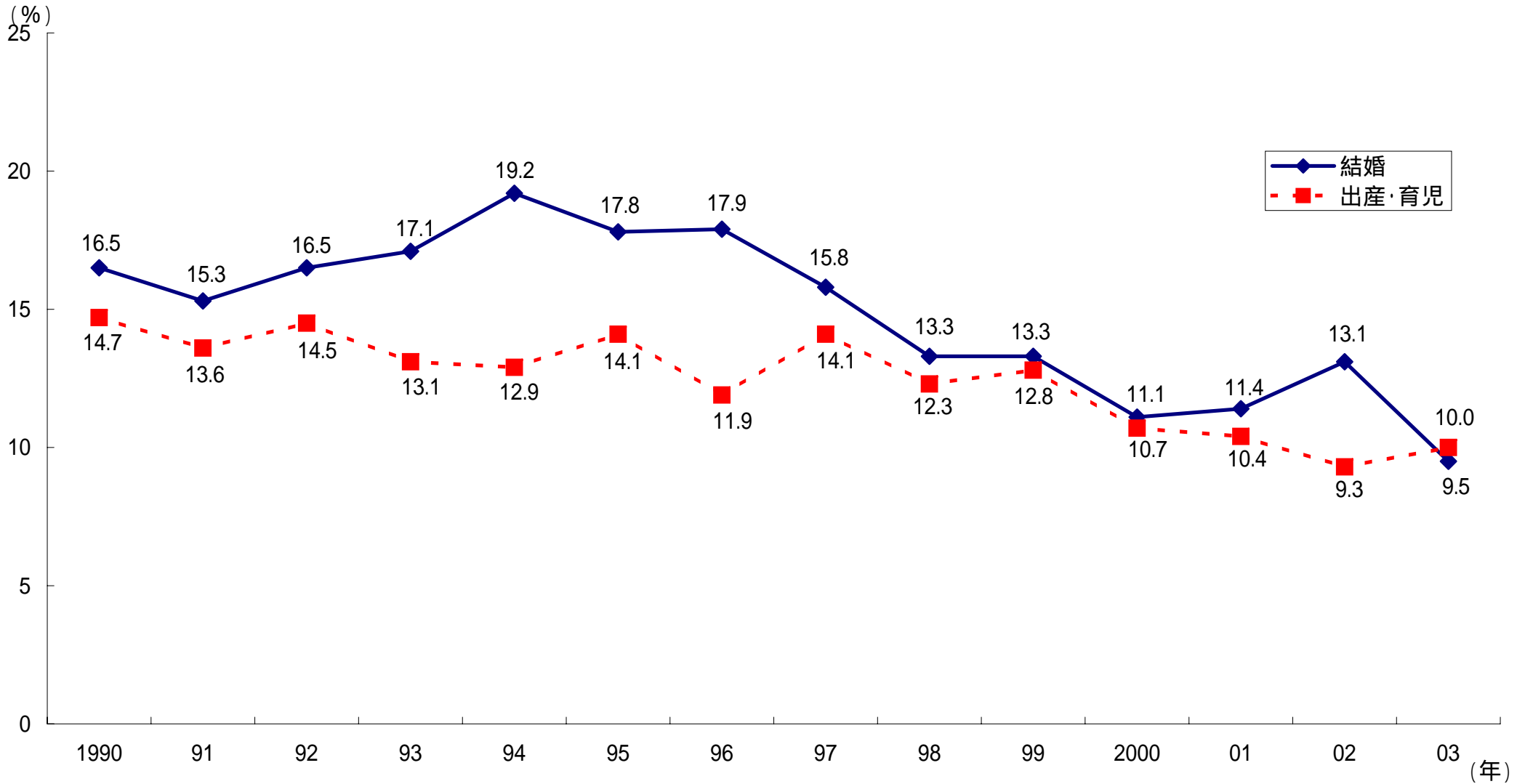
(資料出所) (財)21世紀職業財団「キャリア形成と仕事と家庭の両立に関する意識調査」2001年

(注) 1. 複数回答

2. 子どもがいる有業者女性が対象。

1 - (12) 25～34歳層の結婚、出産・育児による女性離職者割合の推移

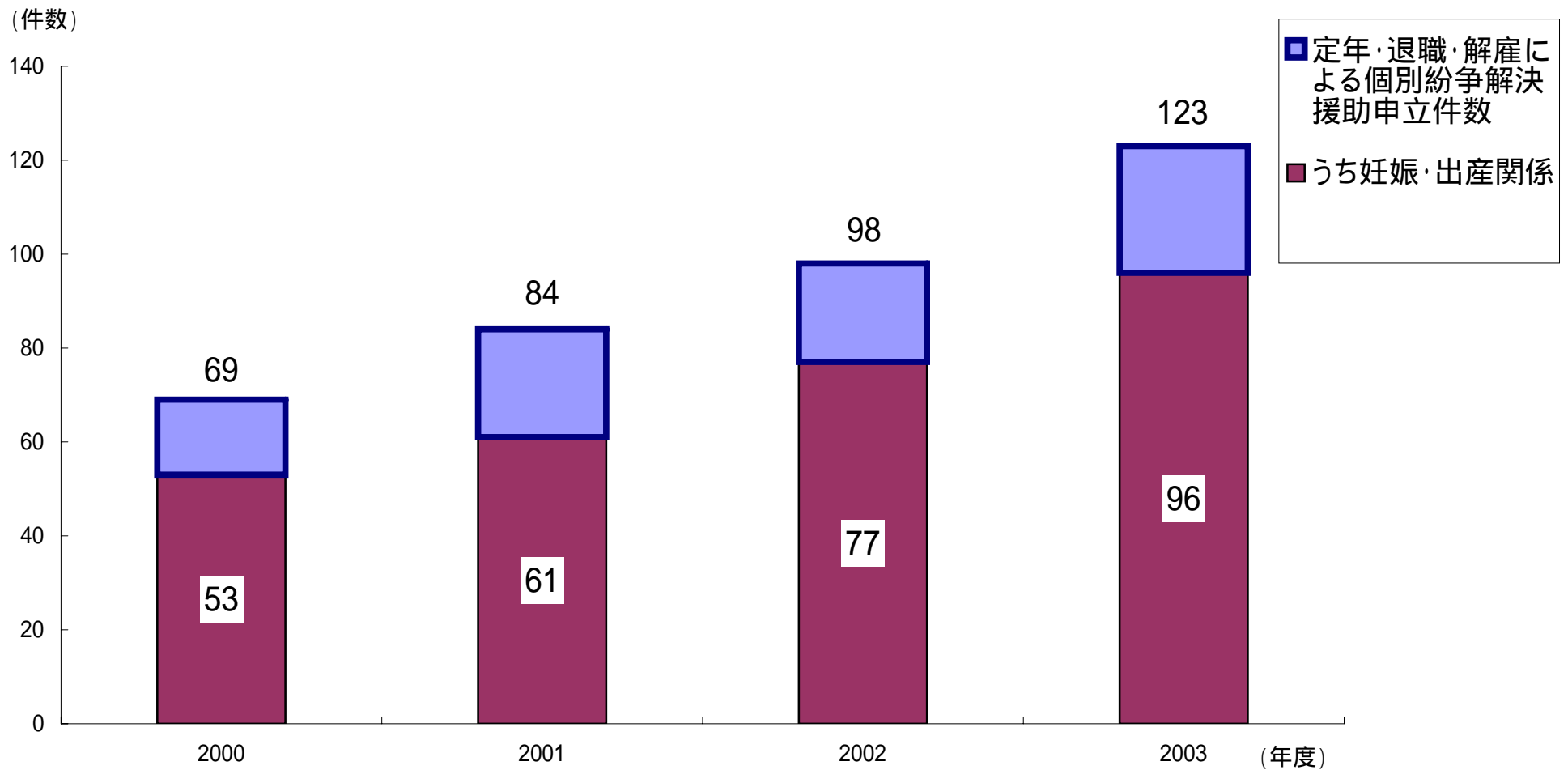
結婚、出産・育児による女性離職者割合の推移をみると、減少傾向で推移しているものの、依然として女性離職者の2割近くが結婚、出産・育児を理由に離職している。



(資料出所)厚生労働省「雇用動向調査」

1 - (13) 妊娠・出産を理由とした解雇等の個別紛争解決援助件数

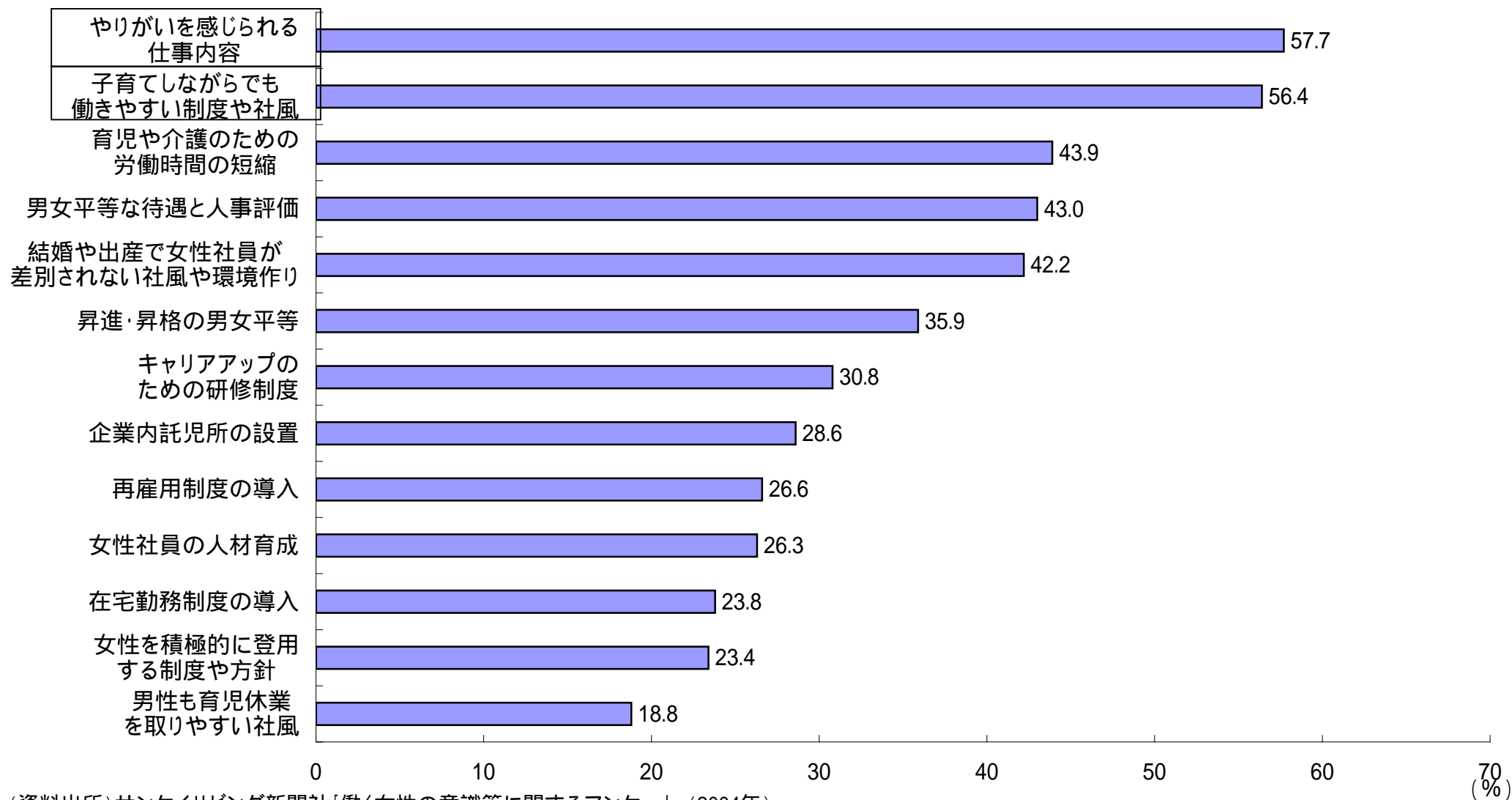
男女雇用機会均等法に基づく定年・退職・解雇の個別紛争解決援助件数を見ると、増加傾向にあり、また、そのうち妊娠・出産を理由とした解雇等の解決援助件数も増加傾向にある。



(資料出所)厚生労働省雇用均等・児童家庭局提供データ「年度別条文別個別紛争解決援助件数(均等法13条に基づく援助)」

1 - (14) 働き続けるために必要なこと

働き続けるために必要なことをみると、「やりがいを感じられる仕事内容」の割合が最も高く、「子育てしながらでも働きやすい制度や社風」の割合が続いている。



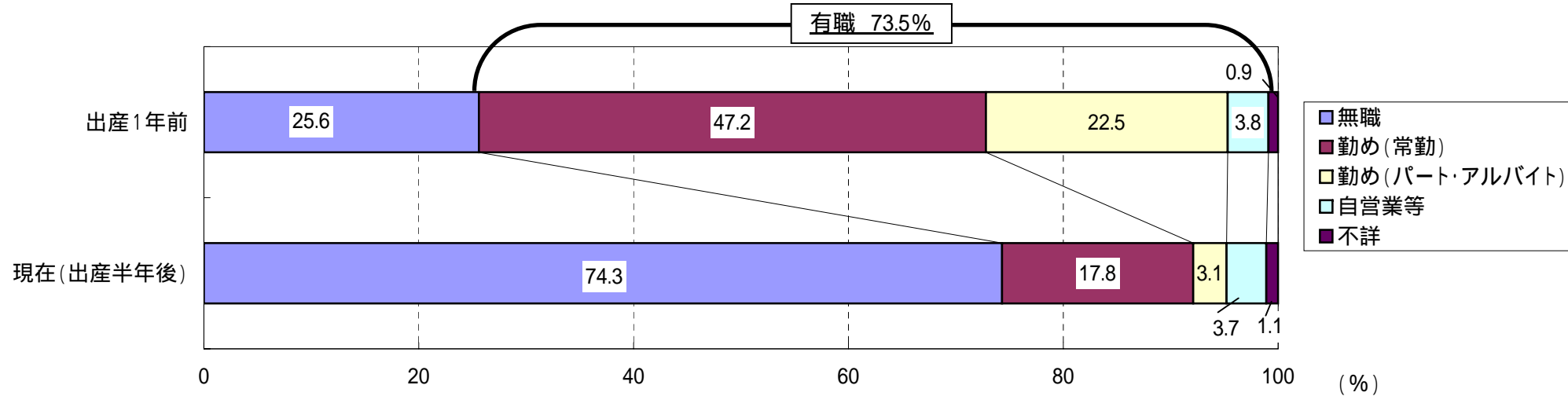
(資料出所) サンケイリビング新聞社「働く女性の意識等に関するアンケート」(2004年)

(注) 1. 複数回答

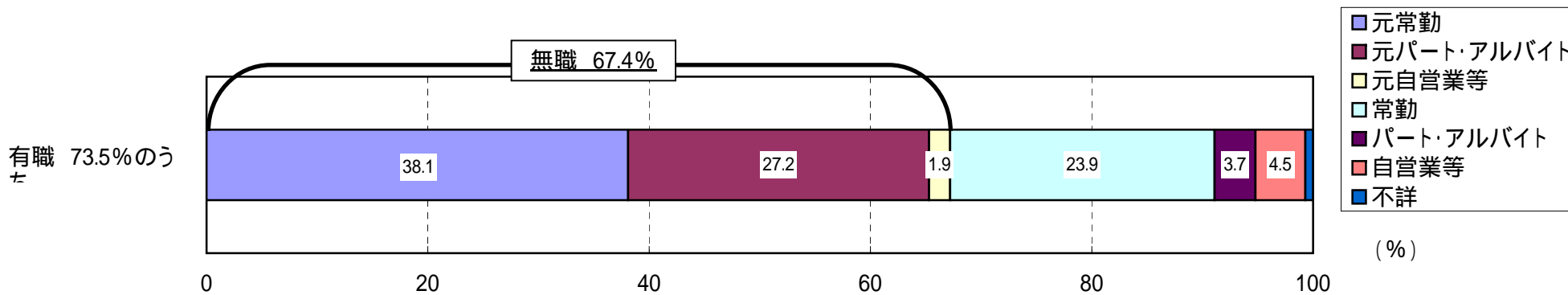
2. 都内のOLに対して実施。

1 - (15) 第1子出産前後での母の就業状況の変化

出産1年前に有職だった人は73.5%であり、出産半年経過後には、有職の人は24.6%となった。また、有職だった73.5%のうち、出産1年後には、有職の人は32.2%となり、無職の人が7割弱を占めている。



出産1年前に有職だった者の現在の状況

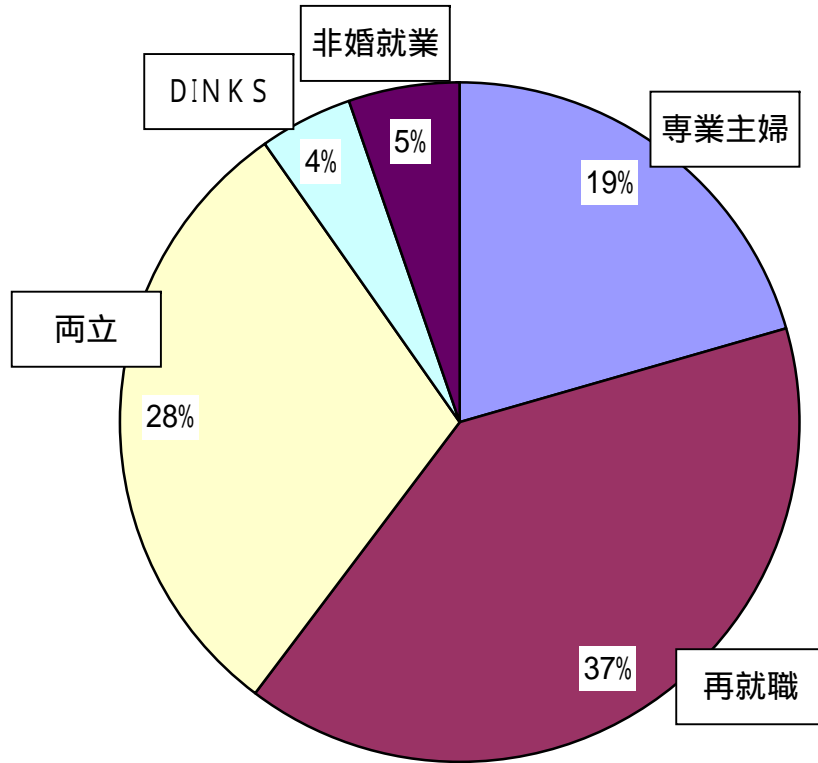


(資料出所) 厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(2001(平成13)年)

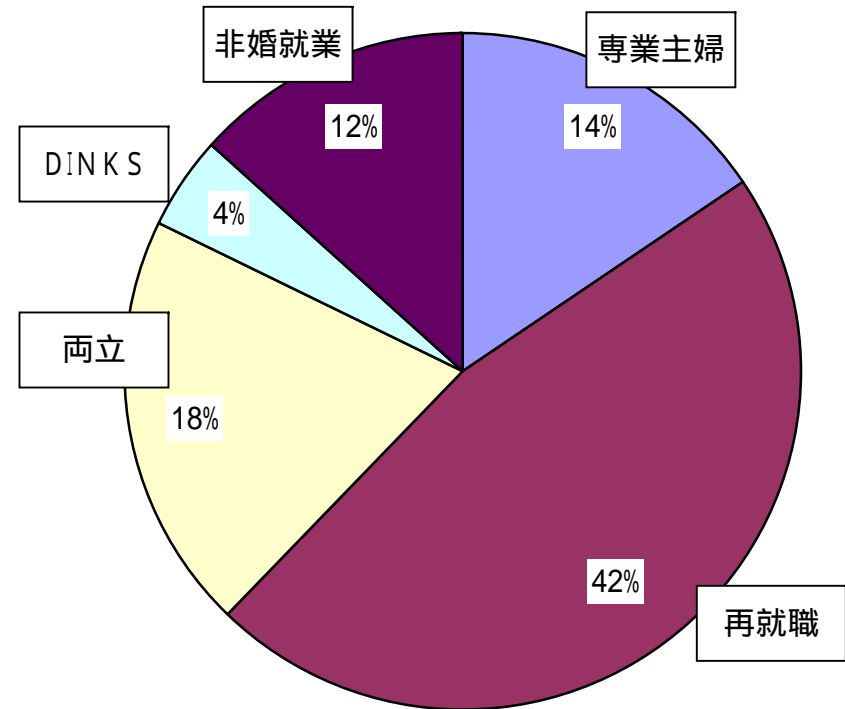
1 - (16) 理想・予定のライフコース

結婚あるいは出産の機会に退職を希望する者が、理想のライフコース、予定のライフコースともに56%となっているが、「両立」については、理想のライフコースが28%である一方で、予定のライフコースでは18%と低くなっている。

理想のライフコース



予定のライフコース



(資料出所) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向調査」

(注) 1. 対象は18～34歳の未婚者である。

2. 各項目の内容は以下のとおり

専業主婦 = 結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない

再就職 = 結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ

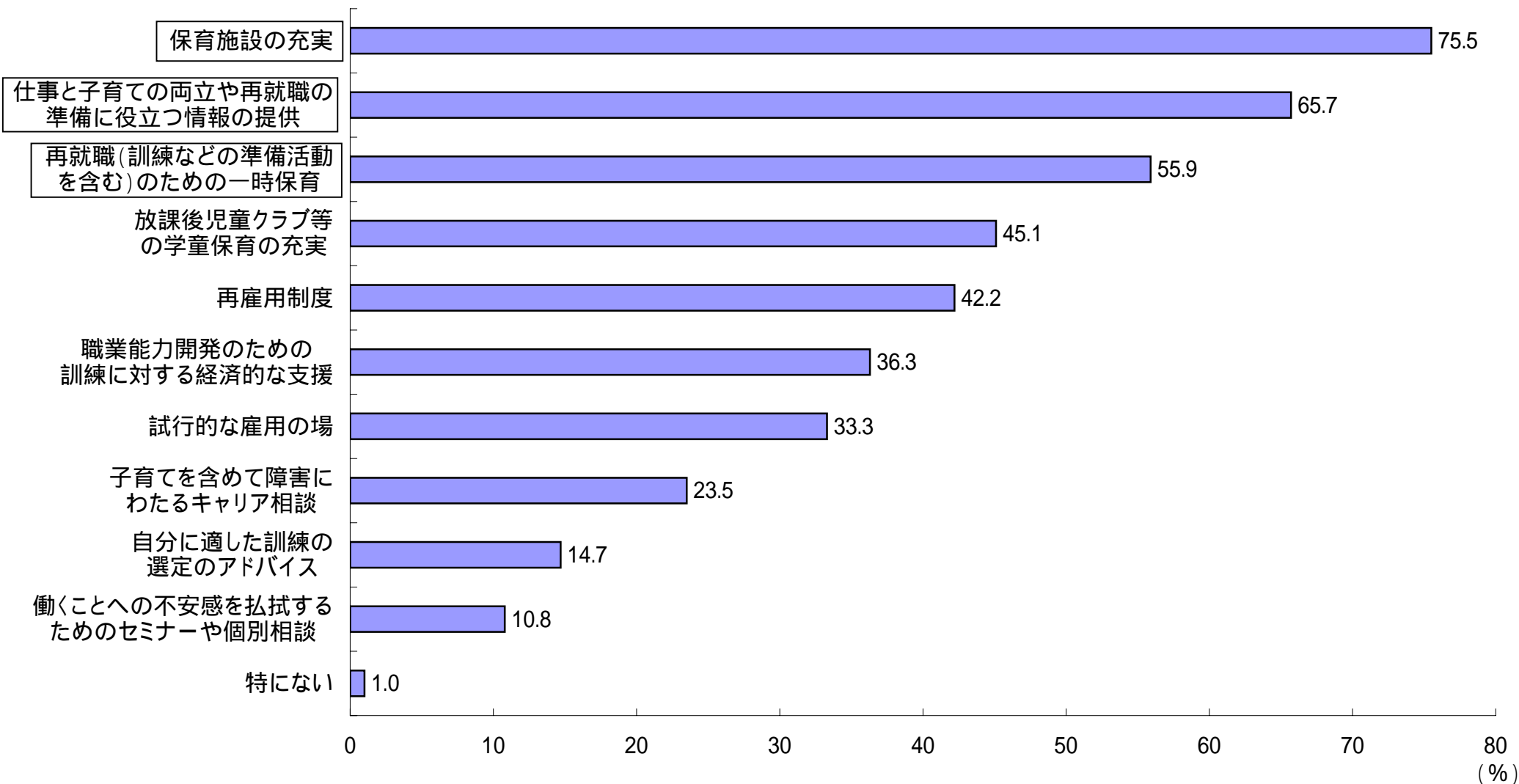
両立 = 結婚し子どもを持つが、仕事も一生続ける

DINKS = 結婚するが子どもは持たず、仕事を一生続ける

非婚就業 = 結婚せず、仕事を一生続ける

1 - (17) 円滑な再就職のために必要な支援策

円滑な再就職のために必要な支援策をみると、「保育施設の充実」の割合が最も高く、「仕事と子育ての両立や再就職の準備に役立つ情報の提供」、「再就職（訓練などの準備活動を含む）のための一時保育」と続いている。



(資料出所) 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(2003年)

(注) 1. 複数回答

2. 1年前には雇用者で現在は無職の就学前の子どもがいる女性

(1) 雇用状況と結婚

- ・ 少子化の原因として、晩婚化、夫婦出生力の低下があるが、その背景としては経済状況の悪化が大きい。
- ・ 雇用形態が不安定なほど結婚が遅い。若年就業対策は少子化にも役立つ。
- ・ フリーターは結婚が難しい(男性フリーターでは特に)。

(2) 仕事と育児の両立

- ・ 長時間労働では子どもはつくれない。男性の働き方についても企業にいかに危機感を持ってもらうかも重要。企業の雇用管理は少子化に大きな影響をあたえる。
- ・ (現状では)仕事をしていると子どもはつくれない。地域社会が子どもの面倒を見てくれなくなってきており、地域社会が担ってきた役割をいかに政策的に対応するかが重要。
- ・ 共働きが一般的になってきているにもかかわらず、対応したサービスが育っていない。産業政策という観点からも少子高齢化を考えることもできるのでは。

(3) 育児に対する財政的支援

- ・ 日本では少子化対策より高齢化対策に予算が使われている。
- ・ 少子化対策には税制等まで踏み込んだ深い議論が必要。

(4) その他の議論

- ・ 事実婚へ対応しなければならない時代になってきている。
- ・ 少子化の影響で地元定着率が増加しており、同一市町村内の移動は大きいですが、県を越えての人口移動が減少。

1 - (19) 少子化に関する各種意見について

日本経団連：「2005年度版経営労働政策委員会報告」(2004年12月)

- 「企業においても、子育て支援への取り組みは、人材の確保や従業員の働きやすさの向上、多様な働き方の実現などを通じて、従業員の意欲向上や生産性、業績の改善につながる可能性が高い。」
- 「夫婦がともに働き、育児・家事なども夫婦で分かち合うという働き方を選択出来る環境整備を進める必要がある。(中略)企業としても、男性の育児休業取得の促進や、従業員の働きやすさに配慮した子育て支援に、積極的な取り組みが求められよう。」
- 「日本経団連は2003年7月に「子育て整備に向けて」と題する提言を発表し、企業における意識改革の徹底と企業の実状に応じた多様な働き方の選択肢の提供が必要であることを指摘した。」

日本経団連：「子育て環境整備に向けて」(2003年7月)

- 「我が国経済社会の将来にとって、子どもを育てながら働き続けられる環境を整備すること(「子育て環境整備」)が大きな鍵を握っていると考えられる。」
- 「子育て環境整備により、子育てに関する負担を軽減することを通じて、少子化の進展に歯止めをかける効果も期待出来る。企業としても、新たな価値を創造し、競争力を強化していく上で、子育て環境整備はきわめて重要な課題である。」
- 「獲得し、育成した人材が、出産・育児のために能力を十分に発揮することなく退職してしまうことが、企業にとって大きな損失であることも認識する必要がある。」

連合：「2005 連合白書」(2004年12月)

- 「厚生労働省の調査によると、父親の労働時間が週60時間以上になると育児に関わる割合が減少しており、長時間労働が仕事と育児の両立に対する負担感を抱かせる要因の一つであることがわかる。」
- その負担感を軽減するためには何が必要だろうか。連合「2004生活アンケート」では、「会社での時間外労働の縮減」(50.8%)、「配偶者の協力」(40.6%)、「会社の所定労働時間の短縮」(33.0%)の順で多く、長時間労働の見直しと男性の育児参加が上位を占める。」

連合：「21世紀保障ビジョン」(2002年10月)

- 「今後、少子化の進展が見込まれる中で、子どもを安心して産み育てられるための少子化対策は、国全体で実行あるものにしていかなければ、社会保障ばかりでなく社会経済全体に与える影響は計り知れないものとなる。」
- 「(出生率の異常な低下の)背景には、経済社会の高度化、女性の社会進出や高学歴化による晩婚化など、さまざまな社会的要因が働いている。出生率の異常な低下に歯止めをかけるには、家庭や地域、親の働き方・暮らし方、学校をはじめとする子どもたちの社会関係など多面的な問題解決が伴わなければならない。」

1 - (20) 諸外国の少子化政策の概況

近年、各国において家族政策の分野で新たな施策が展開。出生率が下げ止まる、あるいは上昇に転じる国もみられる。

	近年の出生率の動向	少 子 化 政 策				その他
		全般的な傾向、近年の動向	出産・育児に関する休暇制度	保育サービス	児童手当制度	
イギリス	<p>1980年代以降1.8前後で比較的安定的に推移した後、低下傾向にあった(2001年には1.63まで低下)が、最近上昇に転じる傾向(2003年には1.71まで回復)。</p>	<p>長らく育児休業制度がなく、公的に提供される保育サービスも少なく、家族による自助努力と企業の自主的な取組に委ねられてきた。</p> <p>近年、1998年からの「全国チャイルドケア戦略」による保育サービスの拡充、1999年の育児休暇制度の導入、2000年からの「ワーク・ライフ・バランスキャンペーン」の展開、2003年の出産休暇期間の追加、父親休暇の創設、柔軟な働き方の申請権の付与、「児童税額控除」制度の創設など、関連する政策が相次いでとられている。</p> <p>(なお、英国政府は、少子化による労働力不足はEU域内からの移民労働者の増加と女性や高齢者の就労増加で対応する考え方をとっており、これらの施策は少子化対策を直接の目的にはしていない。)</p>	<p>出産休暇 母親に出産後最大1年間(最初の6か月は休業給付付、その後の6か月は休業給付なし)(2003年から期間が拡大)</p> <p>父親休暇 子どもの誕生から8週間以内に2週間の休暇(休業給付)(休業給付は、事業主が週100ポンド支払うことが法定)(2003年～)</p> <p>育児休暇 子どもが5歳になるまで男女合計で13週間(休業給付なし)(1999年～)</p> <p>柔軟な働き方の申請権 6歳未満の子を持つ男女の労働者に柔軟な働き方を事業主に申請する権利が付与(2003年～)</p>	<p>伝統的に保護を必要とする子どもたち(children in needs)へのサービスが中心に構築され、一般家庭向けサービスの整備は低い水準にとどまる。</p> <p>保育形態は、集団的な施設保育を行うデイナーサリー(day nursery)、家庭的保育を行うチャイルドマインダー(childminder)など。</p> <p>公立の施設は数が少なく、一人親家庭など特別なニーズをもつ児童が優先利用。施設の多くは、地方当局に登録した企業内託児施設や民間企業が設立した施設。利用料は原則親の負担。</p> <p>施設保育と家庭的保育で5歳未満児の10数%をカバーする程度で、保育サービスの不足が指摘。近年、保育施設の拡充に取り組まれている。</p>	<p>支給対象 16歳未満(学生は19歳未満)の児童を対象に支給</p> <p>支給額 第1子月68.25ポンド(約1.3万円)、第2子以降月45.72ポンド(約0.9万円)を支給(2003年、週当たりの支給額を月額換算)</p> <p>財源等 財源はすべて国庫負担。所得制限はなし。</p> <p>児童税額控除制度 2001年度から導入。世帯の所得と児童数(対象は手当と同じ)に応じて税額控除(課税額がないか小さい場合には差額を給付)。年間所得額が低い世帯ほど控除額が大きくなる仕組みがとられ、短時間労働による収入の減少を緩和し、児童のいる家庭の貧困を防ぐ趣旨で導入。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスキャンペーン</p> <p>2000年より始まる。先進的な取組を行う企業と協力し、情報の収集・分析を行い、好事例の紹介を行い、成功要因を広め、取組が企業の業績向上にもつながることを示す。また、チャレンジファンドをもうけ、仕事と生活の調和策を検討する経営者に対してコンサルティング費用を助成。</p>

	近年の出生率の動向	少子化政策			その他	
		全般的な傾向、近年の動向	出産・育児に関する休暇制度	保育サービス		児童手当制度
フランス	<p>1980年代以降1.8程度で比較的安定的に推移。90年代に入り1.7程度に低下したものの、近年上昇傾向にあり、2000年以降は1.9程度で推移(2003年の暫定値1.89)</p>	<p>国際的にも手厚い家族給付制度と高水準の保育サービスが特徴。 近年の動きとしては、2003年4月の全国家族会議において、既存の家族給付を整理統合し「乳幼児迎え入れ手当」の創設、事業所内託児施設の創設などに対する税控除の創設、託児所の増設等の新しい政策が発表され、実行に移されている。</p>	<p>出産休暇 出産後の6週間を含め、最低8週間の休暇取得が義務付けられており、医療保険制度から出産休暇給付として休暇前賃金の80%が給付 育児休暇 子が3歳になるまで 全日の休暇、パートタイム労働への移行、職業教育の受講のいずれかを選択(又は組合せ)。休暇中は原則無給だが、「乳幼児迎え入れ手当」から第1子は6か月、第2子以降は3歳まで賃金補助が受けられる(2003年までは第2子以降が対象だったが、2004年から「乳幼児迎え入れ手当」の創設により、第1子から給付) 父親休暇 子の誕生から4か月以内に11日間(連続して取得)。家族手当制度から賃金の80%が給付。(2002年から導入)</p>	<p>保育サービスは3歳未満の児童を対象に展開。3歳以上の90%以上は幼稚園に通学。3歳未満の児童(約230万人)の保育は、集団託児所(約13万人)、ファミリー保育所(約7万人)、認定保育ママ(約50万人)により行われている。この他、幼稚園の早期教育(約30万人)も含めて、3歳未満児の半数近くが保育サービスを利用。 託児所は主に市町村が運営するが、財政難から不足。90年代に、認定保育ママを利用する家族に対する雇用補助を行い、認定保育ママの数が大幅に増加。しかし、資格要件が緩くサービスの質が低いとの指摘もあり、政府は、集団託児所の拡充(01年～)と認定保育ママの資質と地位向上を目指した制度改正(04年～)に取り組んでいる。</p>	<p>家族手当 第2子以降の20歳未満の児童を対象に支給。支給額は第2子月111.26ユーロ(約1.5万円)、第3子以降142.55ユーロ(約1.9万円)。11歳以上の児童には加算。(2003年) その他の手当 この他に、低所得者に対する家族補足手当、一人親家庭に対する一人親手当、住宅手当等各種の手当が家族給付制度から給付。2004年からは、従来の乳幼児手当、認定保育ママの雇用補助、養育手当(賃金補助)を再構成し、「乳幼児迎え入れ手当」が創設。 財源 企業からの拠出金(拠出金率5.4%)と一般福祉税(CSG、年金や医療保険の充当分も合わせ、税率7.5%) 税制上の措置 いわゆるN分N乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減。</p>	<p>20世紀前半には、出生促進が大きな政策課題とされていたが、今日では、出生促進ではなく、親が出産育児について幅広い選択を行うことのできる環境整備が重要課題との認識。 (例えば、「乳幼児迎え入れ手当」においては、認定保育ママに預ける場合は保育費用補助が、休暇をとって自分で育児をする場合は賃金補助が行われる。)</p>

	近年の出生率の動向	少 子 化 政 策			その他	
		全般的な傾向、近年の動向	出産・育児に関する休暇制度	保育サービス		児童手当制度
スウェーデン	<p>1980年代前半に1.6程度にまで低下したが、80年代後半に反転し、90年代初めには2を上回る水準まで回復。90年代に再び低下し、1.5程度となったが、最近再び回復傾向にある(2002年1.65)</p>	<p>児童の成長・学習の保障、親の養育と雇用・職業教育の両立、雇用機会均等の観点から、両親休暇制度と「親保険」による所得保障制度、高水準の保育サービスを柱に、手厚い家族政策を展開。</p> <p>1960年代にスウェーデン経済の大幅な成長により、労働力が大きく不足し、女性の雇用が進む。70年代に保育サービスの拡充、親保険制度の創設などが行われ、80年代にその充実が図られる。(同時に出生率も上昇)</p> <p>90年代に入り、経済不況により、若年者の失業率が上がったことに加え、児童手当や親保険給付の削減が行われ、先行き不安から出生率は大きく落ち込んだが、近年、経済の回復と給付水準の回復により、再び出生率も上昇傾向に転じている。</p>	<p>出産休暇 出産前後各7週間</p> <p>両親休暇 子が1歳6か月になるまでの(又はそれ以降両親給付を受給している間)全日休暇(3/4、1/2、1/4、1/8日単位で分割取得可)と、子が8歳未満の部分休暇(1/4日の時間短縮)</p> <p>親保険による両親給付 子が8歳に到達するまでの間、両親合わせて子1人の出生について最高480日間両親給付を受給可能。父母それぞれ240日の受給権を有するが、180日分については他方の親に受給権を移転できる。最初の390日は従前賃金の80%が給付。90日間は定額(最低保障額)の給付。財源は事業主拠出金(2.2%)。</p> <p>(給付率は1974年の発足時は90%だったが、1995年、96年に相次いで引き下げられ75%となり、98年に80%まで再度引き上げられる。)</p>	<p>集団的な施設保育を行う保育所、家庭的保育サービスであるファミリー保育によって保育サービスが提供。(保育サービスは幼児教育の一環として位置づけられており、保育所に通っていない子どもと親が参加するオープン型保育所も設けられている。)</p> <p>基礎的自治体であるコミュニティに保育サービスの提供が義務付けられており、保育所の大半はコミュニティにより設置経営される。(一部親たちにより組織し経営される両親協同保育所等が存在)</p> <p>保育サービスは充実しており、2歳以上の約8割をカバーするが、逆に両親休暇制度があるため0歳児の保育所利用は極めて稀。(2002年の保育所利用児童数33.4万人のうち0歳児の利用は18人に過ぎない。)</p>	<p>支給対象 16歳未満(学生は20歳未満)の児童を対象に支給</p> <p>支給額 第1子、第2子月950クローネ(約1.4万円)、第3子月1,204クローネ(約1.8万円)、第4子1,710クローネ(約2.6万円)、第5子月1,900クローネ(約2.9万円)(2003年)</p> <p>財源等 財源はすべて国庫負担。所得制限はなし。</p> <p>支給額の変遷 1996年には各種の歳出削減に伴い、支給額が減額となったが、98年に元の水準に戻り、さらに近年給付水準の引き上げが実施。第1子、第2子への給付額 98年月750クローネ 2001年月950クローネ)</p> <p>税制における控除制度はない。</p>	<p>1980年代の出生率の上昇については、親保険による両親給付の制度変更(子が2歳6か月になる前に次の子を出産した場合、次の子に係る両親給付も前の子と同額となる仕組みの導入)により、第2子を比較的短い間隔で出産することが促進されたことが要因との分析あり。逆に90年代の出生率の低下は、このスピードプレミアム効果がなくなったことに加え、経済危機とそれに伴う財政難による各種給付の削減による産み控えが要因と指摘されている。</p>

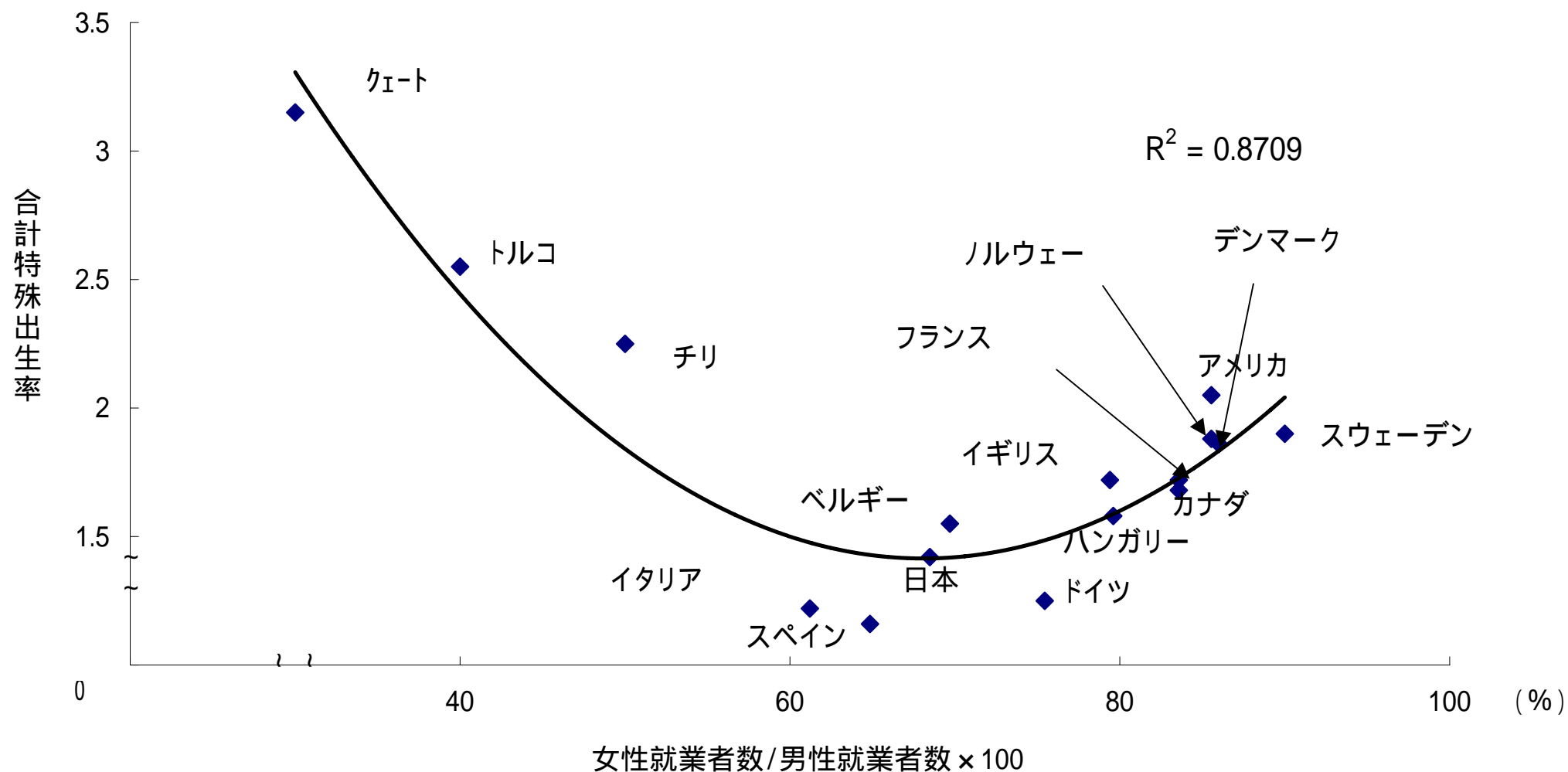
	近年の出生率の動向	少子化政策			その他	
		全般的な傾向、近年の動向	出産・育児に関する休暇制度	保育サービス		児童手当制度
ドイツ	<p>第2次大戦後のベビーブームを経て、1960年代後半から70年代前半にかけて著しく低下し、その後も緩やかに低下して、90年代半ばには1.24まで低下。その後はやや回復し、1.3程度で推移(2002年1.31)</p>	<p>ナチス時代の人口政策に対する反省から、出生促進策には消極的。また、子育ては基本的に家庭で行うべきものという根強い社会規範があり、育児に対する財政的支援や出産・育児休暇は充実する一方で、保育サービスの整備は他のヨーロッパ諸国と比べて、低い水準にとどまっている。近年は、家族政策に対する政策的優先度が高まっているという傾向があり、2001年に父親も育児休暇が取得できるよう両親休暇制度の創設、保育サービスの拡充に力を注いでいる。</p>	<p>出産休暇－産前6週間及び産後8週間の計14週間、原則として母親の就労が禁止されており、その期間、疾病保険及び国庫から休業前3か月間の平均手取り日額(母性手当)が支給(なお、使用者から平均的賃金と母性手当の差額が支給) 両親休暇－子が3歳になるまで両親合わせて最長3年間取得可。(使用者の同意を得れば12か月分を子が8歳になるまでの間取得可。) 休業給付は、生後24か月まで月額307ユーロ(約4.1万円)支給され、就業経験のない者も受給可。所得制限があり、財源は連邦政府の一般財源(2003年)</p>	<p>3歳以上6歳未満の幼児すべてに幼稚園(Kindergarten)入園の権利が保障されている。3歳未満児を対象とした保育所(Krippe)については、旧西ドイツ地域では3歳未満の育児は家族の役割に属するものとの考えが根強く、保育サービスの整備が低い水準にとどまる一方、旧東ドイツ地域では、社会主義時代の名残で保育施設は充実している。(ある州では対象年齢層に占める利用者割合が、保育所2.3%、幼稚園97%となっている。) また、在宅保育サービスは公的制度として認められておらず、料金が高いため、利用できる親は限られている。</p>	<p>支給対象－18歳未満(失業者は21歳未満、学生は27歳未満)の児童を対象に支給 支給額－第1子から第3子月154ユーロ(約2.0万円)、第4子以降179ユーロ(約2.4万円)(2003年) 財源等－財源は、連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一般財源。扶養者の所得制限はないが、18歳以上の子どもについては年収7,188ユーロを超える場合には支給されない。 児童扶養控除制度－1996年から導入。子どもを扶養する者は、児童手当と児童扶養控除の一方を利用できる。(対象は児童手当と同じ)子ども1人につき、基本額年3,648ユーロ(約48.5万円)、教育費用相当額年2,160ユーロ(約28.7万円)の合計5,808ユーロ(約77.2万円)が控除。(2003年)</p>	<p>旧西ドイツ地域の出生率は、80年代以降1.4前後で推移しているが、旧東ドイツ地域においては、統合の社会的混乱、失業の増大も影響し、出生率は激減し、一時、1を割る低水準で推移していた。</p>

	近年の出生率の動向	少子化政策			その他
		全般的な傾向、近年の動向	出産・育児に関する休暇制度	保育サービス	
イ タ リ ア	<p>1970年代半ばまで2.0を上回っていたが、それ以降急速に低下し、1997年には1.18まで低下。最近はやや回復しているが先進諸国では最も低い水準(2002年1.26)</p>	<p>ファシズム時代の出産奨励策の経験、人口が過剰であるという意識や個人の自己決定を尊重する立場から、国として特別な対応を行ってこなかったが、近年出生率が先進国最低レベルで推移していることもあり、ここ数年、積極的に施策を打ち出している。</p> <p>2001年には、父親休暇及び両親休暇制度の導入、2003年1月から、職場内に保育所や小型保育所を設置する事業主に対する助成制度の創設、2003年9月から、第2子以降の子を出産した母親に対する国による一時金支給制度(時限措置)の創設などの新たな施策が次々と打ち出されている。</p>	<p>出産休暇 産前2か月及び産後3か月(計5か月間)に労働者が労働することを控えるよう、労働者及び事業主に対して義務づけ(一定の場合延長可)。出産手当として休業前賃金の80%が事業主(一部国庫負担)から支給されるほか、労使間の全国労働協約において残り20%分も含めて保障される場合が多い。</p> <p>父親休暇 母親が死亡又は重病もしくは父親が専ら子の養育を行っている場合など、母親の有する出産休暇権の全体又は一部を取得可(期間や給付は出産休暇と同じ)。</p> <p>両親休暇 子が8歳になるまで両親合計で10か月(母親は最大6か月、父親は同7か月)。事業主から休業前賃金の30%相当額が支給。</p> <p>日々の休息 母親は子が1歳になるまで、有給で一定時間育児のため職場を離れる時間が認められる。</p>	<p>公立保育所が公的に制度化されたのが1971年と遅く、私立保育所に至っては1991年から認められ、保育サービスの整備は遅れている。生後3か月から3歳未満の子が対象であるが、その対象に占める保育所定員の割合は全国で6%に過ぎず、多くの親が親族の助けに大きく依存している。</p> <p>政府は、保育所不足に対応するため、1997年から新規保育所の設置等に資する約9,000億リラ(約450億円)の追加財政措置を講じ、地方を支援している。</p> <p>また、公的保育所の不足を補うため、2003年1月から、職場内に保育所や小型保育所を設置する事業主に対する助成制度を創設。12万5,000ユーロ(約1,700万円)を上限として、最高で建設費の8割までを国が補助している。</p>	<p>核家族手当－1988年に家族手当から分離し、被用者を主対象として、未成年の子が3人以上いる家庭に月110.58ユーロ(約1.2万円)を年13回支給(所得制限あり)。</p> <p>家族手当－農家や自営業者を対象として、未成年の子がいる家庭に1人当たり月額10.21ユーロ(約0.1万円)を支給。</p> <p>(核家族手当、家族手当は全国社会保障機関から給付され、財源は労使の保険料収入を主とし、一部国からの財政支援を受ける。)</p> <p>国による一時金支給制度 1年間の時限措置として、第2子以降の子を出産した母親に対して、国が1,000ユーロ(約13.3万円)を支給。対象は、2003年12月1日から2004年12月31日までの間に生まれた第2子以降の子。財源は、国庫負担。</p> <p>その他の手当－この他に、コムーネ(市町村)による出産手当、全国社会保障機関が所掌する出産手当がある。</p>

	近年の出生率の動向	少子化政策			その他
		全般的な傾向、近年の動向	出産・育児に関する休暇制度	保育サービス	
アメリカ	1960年代前半から70年代半ばまで低下したが、その後反転し、80年代後半には2まで回復。90年代以降は概ね2以上で推移(2002年2.01)	<p>一般施策として家族政策に取り組む欧州諸国と異なり、公的施策の範囲は低所得者など問題のある層への限定的な支援という位置付けにとどめられ、私的な対応に委ねられている。</p> <p>それにもかかわらず、90年代以降も2以上の高い出生率を維持している背景には、低賃金労働者が多く存在し、保育サービスの費用が比較的安く抑えられ、市場で調達することが可能であることなどがあげられる。</p>	<p>「家族及び医療休暇法」に基づき取得できる12週間の休暇の理由の一つとして、家族の介護や本人の療養とともに育児が位置付けられている。育児については、子の誕生から1年以内に取得することとされており、取得期間の分割、時間単位での取得が可能であるなど柔軟な仕組みとなっている。</p> <p>休業給付はない。</p>	<p>女性の労働力率は高いが、子どもの保育は、基本的に私的な対応に委ねられ施設型の保育所 (Daycare Center) と家庭型保育 (FamilyChildcare)、ベビーシッターの雇用、親戚に預ける等の方法で行われている。</p> <p>保育所は、教会や非営利団体により運営されているもの、企業が営利目的で行っているものなどがあるが、いずれも親が私的に契約して利用し、低所得の援助を受ける家庭を除いて、親が利用料を負担する。また、家庭型保育は、自宅で他人の子どもを預かる仕組みで、州に登録し、1つの家庭で6人程度の子どもの預かる。</p> <p>国全体を通じた制度はなく、保育所の設置基準や家庭型保育の登録基準などは州が定める。また、連邦政府は州に対して、低所得家庭が良質な保育を受けることのできるプログラムに対する助成を行っている。</p>	<p>なし。</p> <p>ただし、児童手当に相当する制度として児童税額控除がある。</p> <p>児童税額控除－扶養控除 (被扶養者1人につき3,100ドル(33.5万円)の所得控除)のほかに、17歳未満の扶養児童1人につき、年間1,000ドル(10.8万円)の税額控除。(控除額が納税額を上回る場合には給付。)世帯年収10,500ドル(113万円)以上の児童養育世帯が対象。</p>

2 - (1) 男女の就業率格差と合計特殊出生率

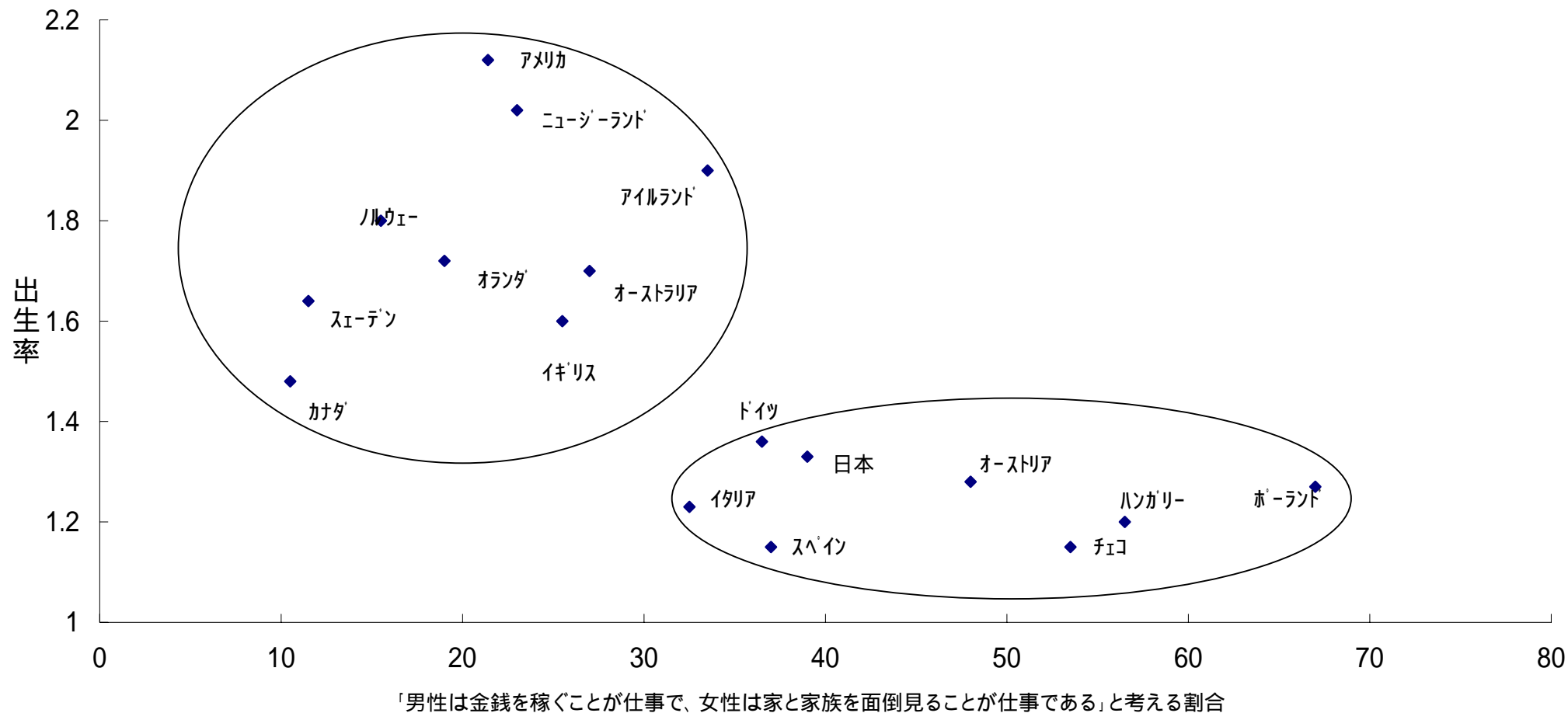
諸外国における男女の就業率格差と合計特殊出生率との関係を見ると、男女の就業率格差が大きい状況から徐々に縮小するにつれて、出生率は低下している。しかしながら、ある一定の水準を超えると、逆に格差が縮小するにつれて出生率は向上している。



(資料出所) OECD“Labour Force Statistics”, 1996等を基に、富士通総研渥美研究員が作成

2 - (2) 出生率と性別役割分業意識

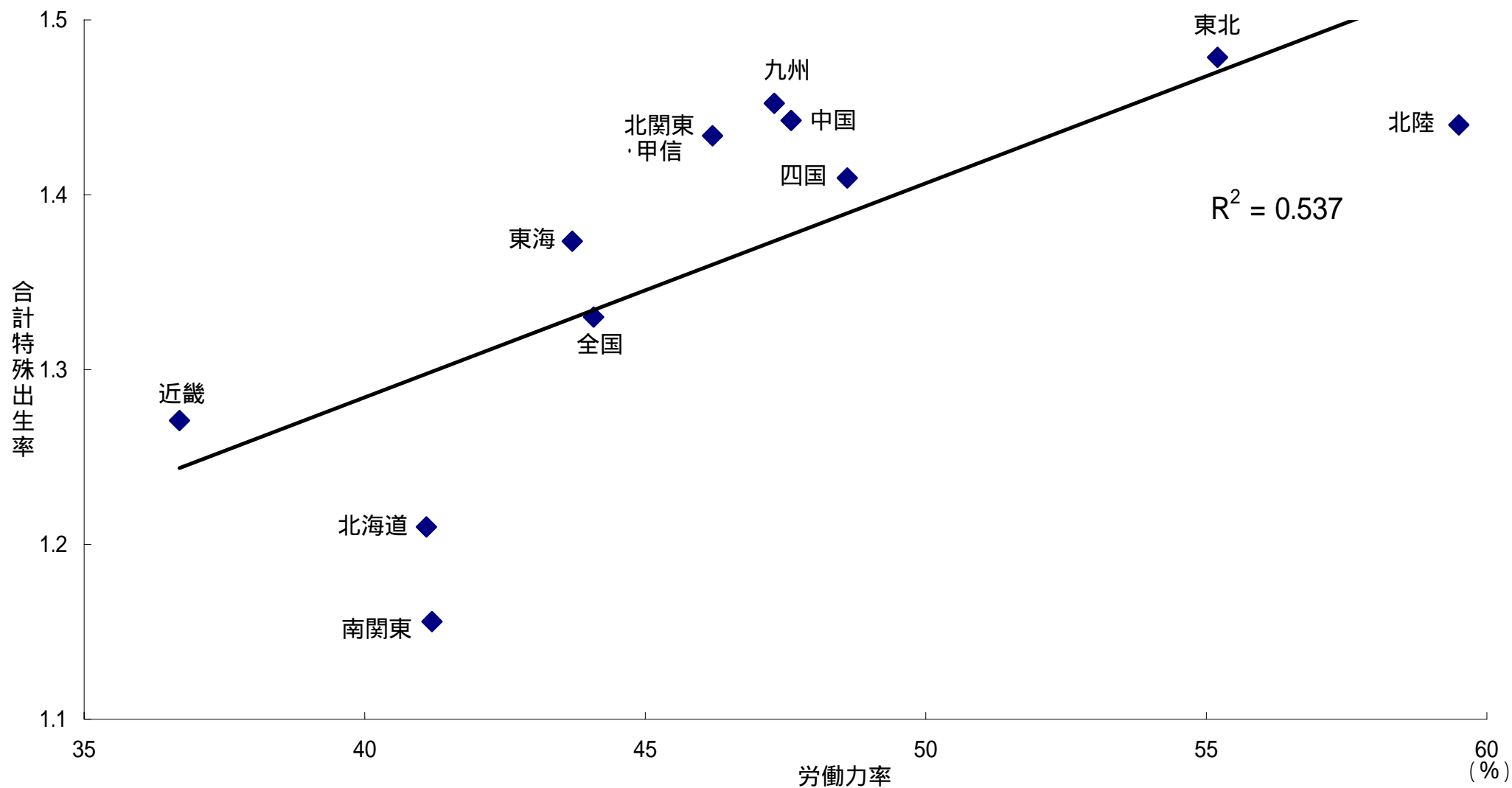
出生率の水準および「男性の仕事はお金を稼ぐことであり、女性の仕事は子育てと家事に専念することという考えに賛成しますか」という質問に対する回答をみると、大きく二つのグループに分かれる。一つは、出生率は比較的高く、性別役割分業に対して賛成する割合は低い一方、性別役割分業に対して肯定的な態度を示し、出生率は低迷している。



(資料出所) 国際連合『世界人口の見通し』など、各種資料に基づき、富士通総研渥美研究員が作成。

2 - (3) ブロック別有配偶女性(25～34歳)の労働力率と合計特殊出生率

有配偶女性の労働力率が高いブロックでは合計特殊出生率が高いという相関が見られる。



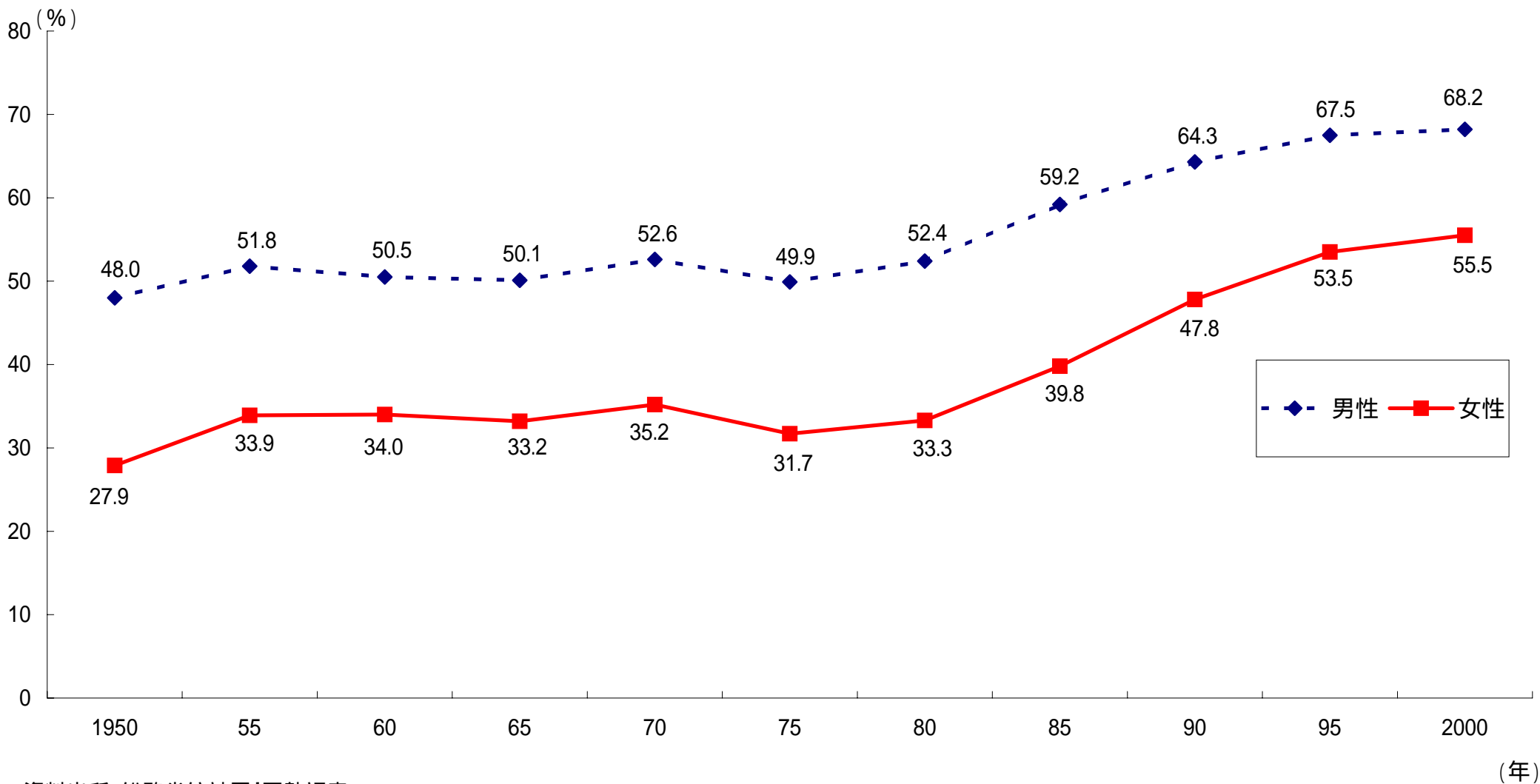
(資料出所) 総務省統計局「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」

(注) 九州ブロックは沖縄県を除く。

(出典) 厚生労働白書

2 - (4) 未婚率の推移(20~34歳)

20~34歳の未婚率は1980年代以降上昇が続いている。



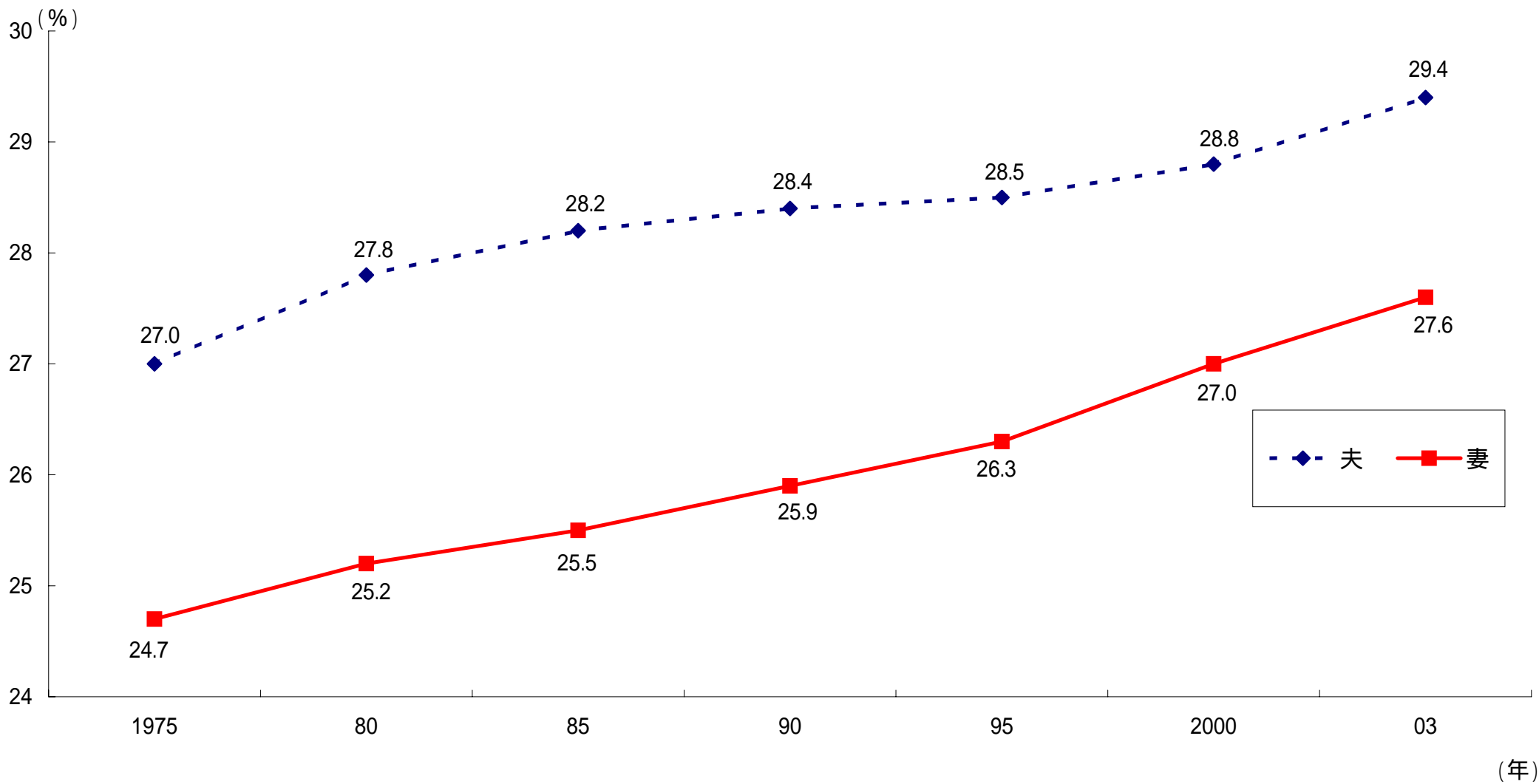
(資料出所) 総務省統計局「国勢調査」

(注) 分母となる総人口に配偶関係「不詳」を含んだ数値。

(出典) 少子化白書

2 - (5) 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢の推移を見ると、妻、夫とも上昇しており、晩婚化が進んでいる。

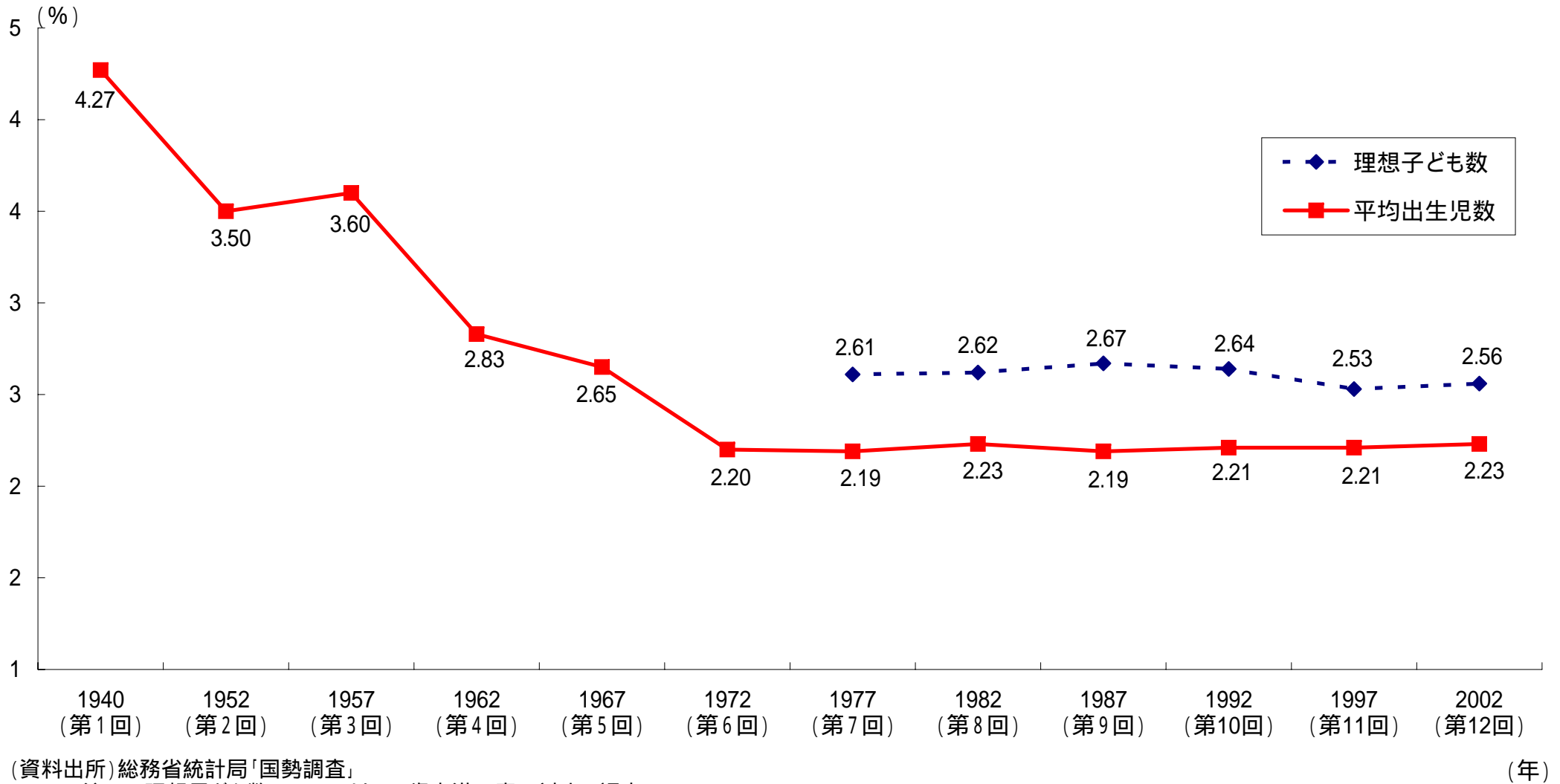


(資料出所) 厚生労働省「人口動態統計」
(出典) 少子化白書

(年)

2 - (6) 平均出生児数と理想子ども数の推移

平均出生児数は1940年から1972年にかけて低下が続いており、理想の子ども数より少ない状況が続いている。



(資料出所) 総務省統計局「国勢調査」

(注) 1. 理想子ども数については、50歳未満の妻に対する調査。

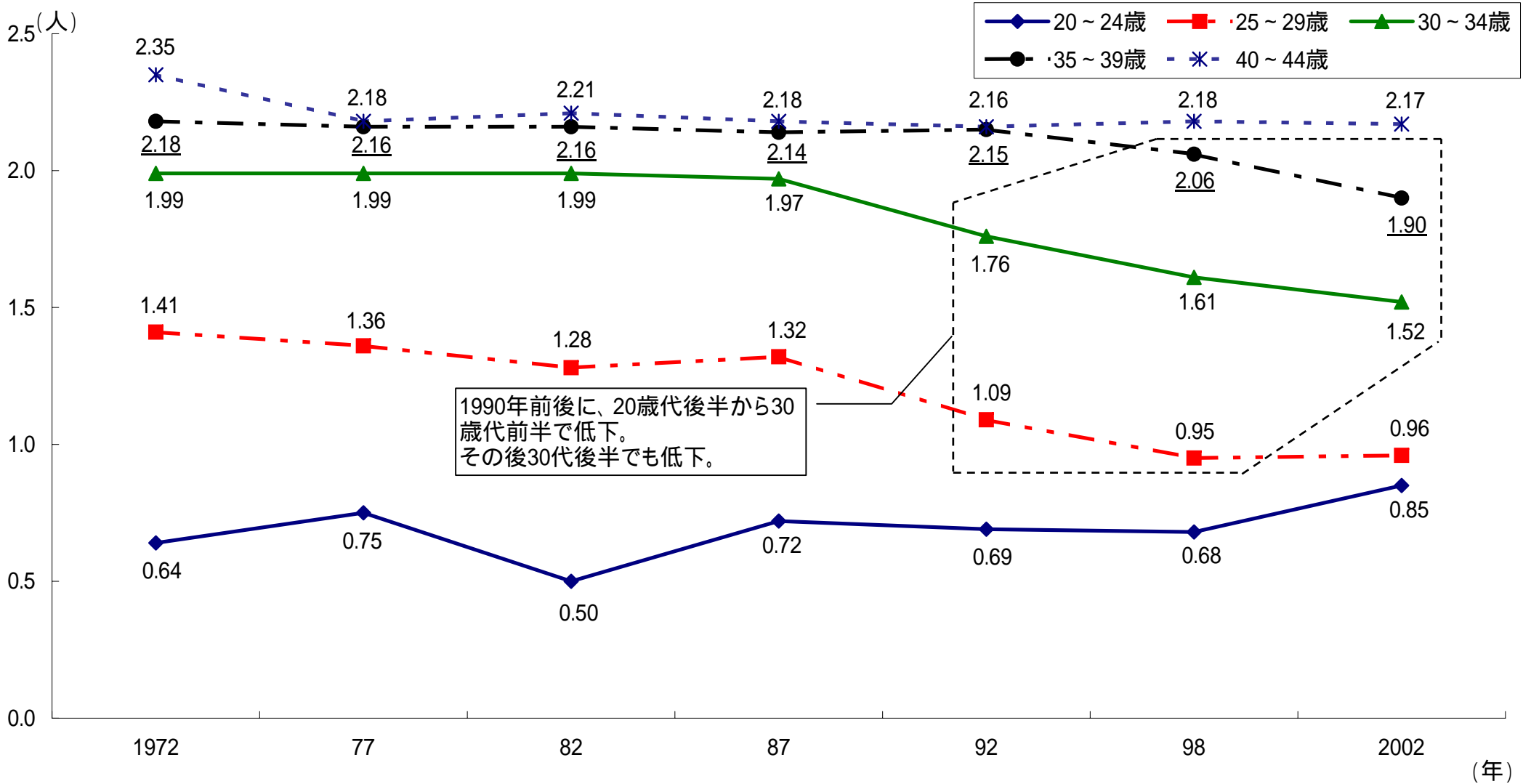
2. 平均出生児数は、結婚持続期間15～19年の妻を対象とした出生児数の平均。なお、第9回調査は初婚の妻を対象とした集計。

(出典) 少子化白書

2 - (7) 妻の年齢別平均出生児数の推移

妻の年齢別に平均出生児数を見ると、1990年前後に、20歳代後半から30歳代前半で低下が見られ、その低下は30年代後半へ広がりながら現在へ至っている。

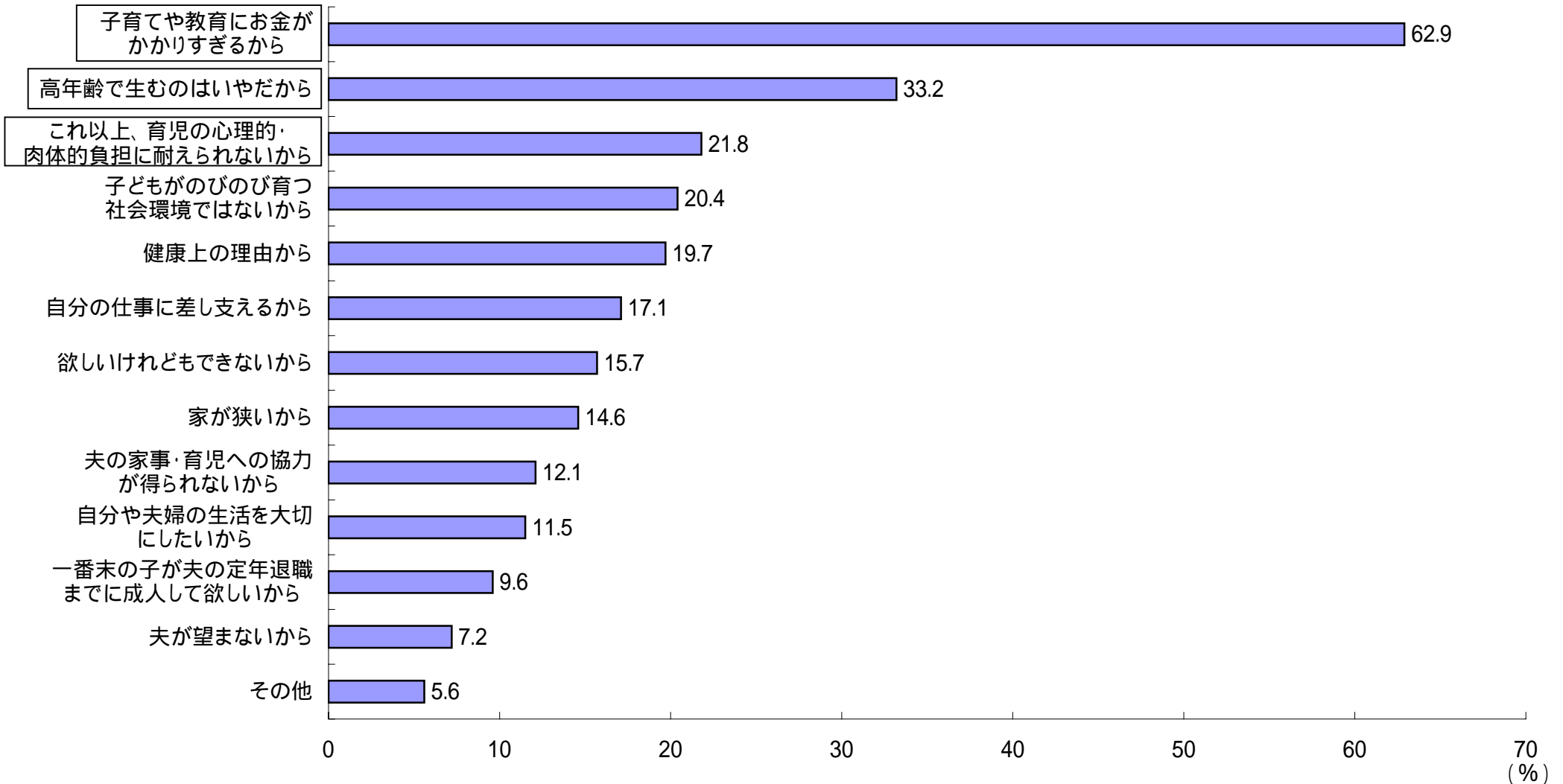
1960年代生まれの世代が20歳代の終わりに達した頃から、夫婦の出生力が低下してきた傾向がうかがえる。



(資料出所) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」、「出産力調査」
(出典) 少子化白書

2 - (8) 理想の子ども数を持たない理由

予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦が理想の子ども数を持たない理由を見ると、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合が最も高く、「高年齢で生むのはいやだから」、「これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」が続いている。

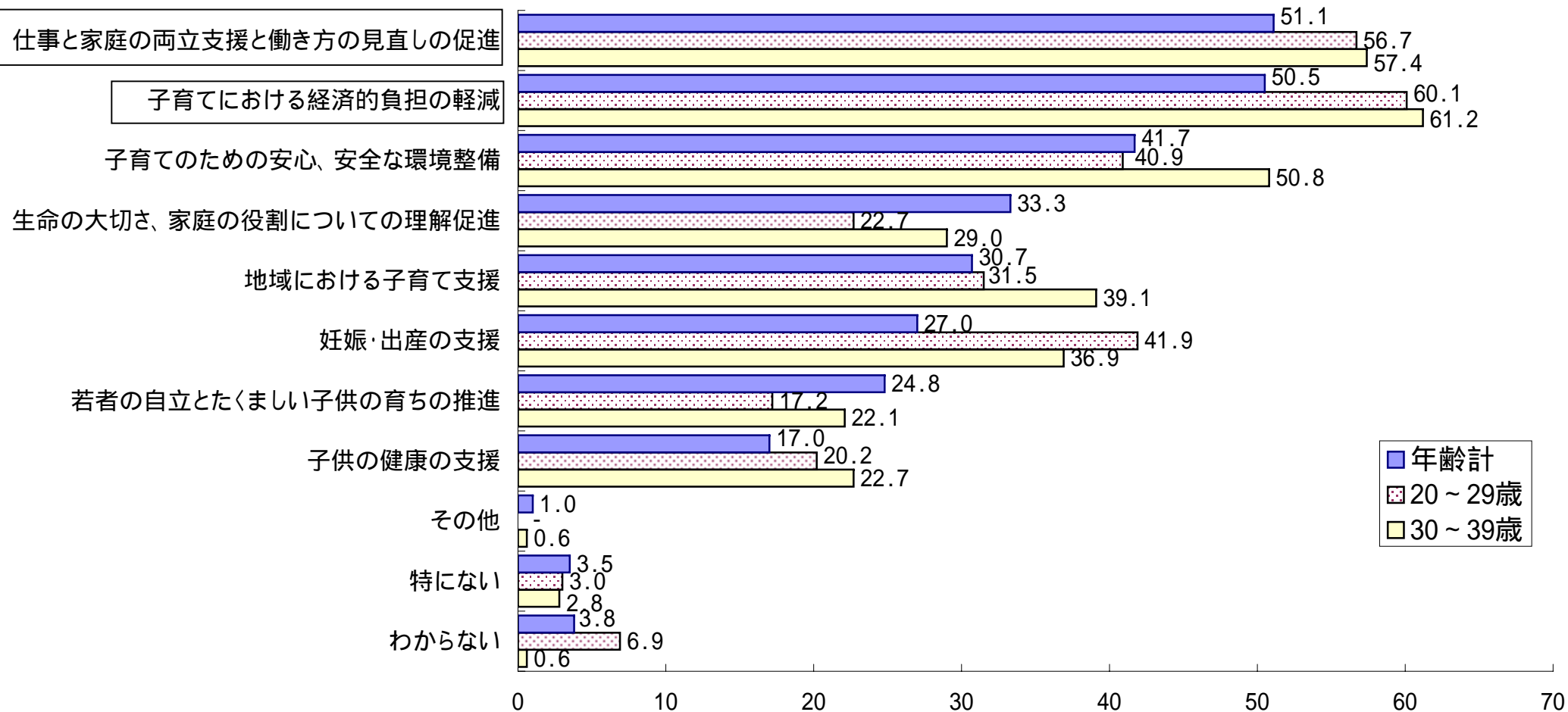


(資料出所) 国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」(2002年)

(注) 複数回答。予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦が対象。理由不詳を除く。

2 - (9) 少子化対策で期待する支援

少子化対策として5割以上の方が、20代、30代では6割近くの方が「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」、「子育てにおける経済的負担の軽減」を特に期待する政策としてあげている。



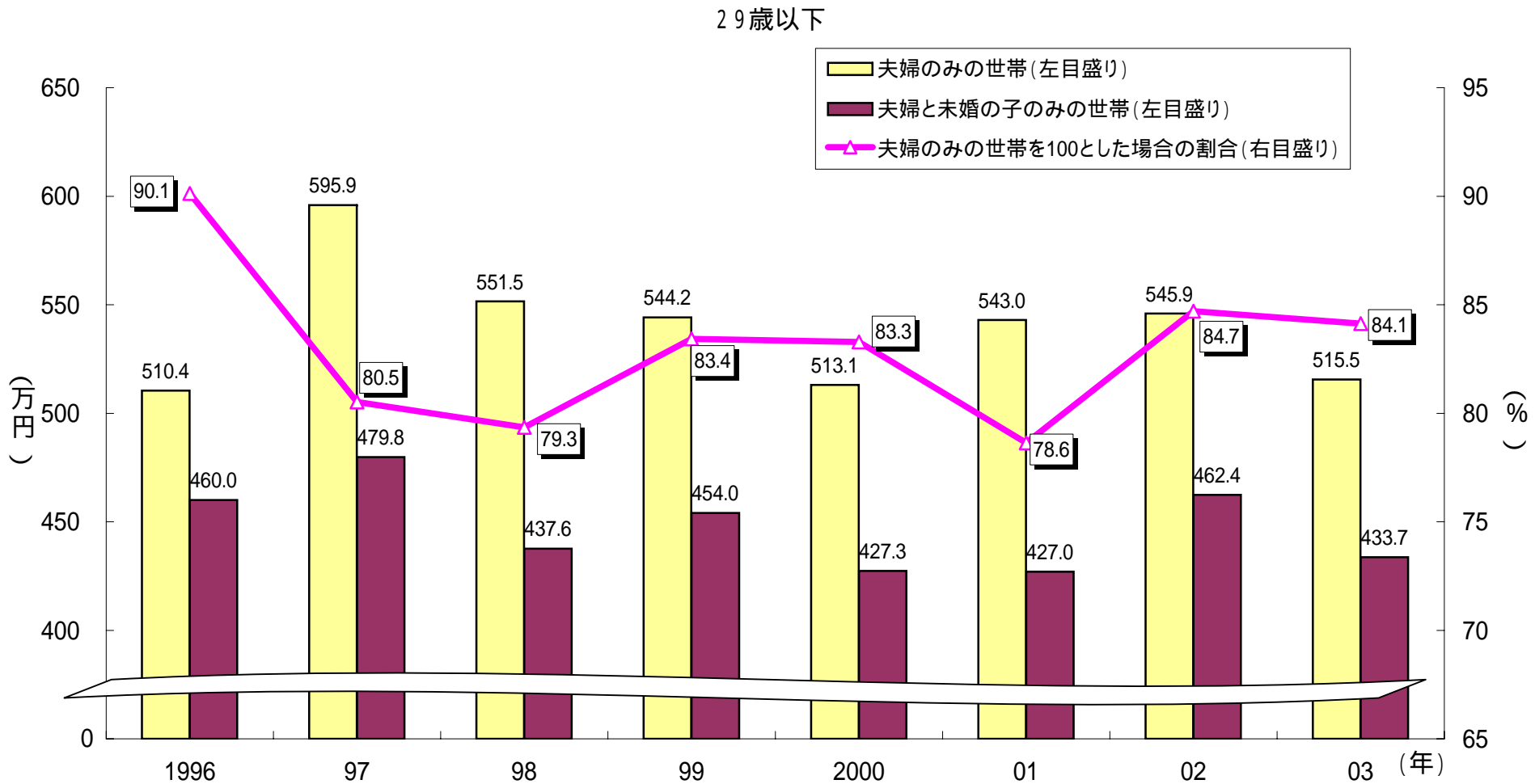
(資料出所) 内閣府「少子化対策に関する特別世論調査」(2004年)

(注) 複数回答

(%)

2 - (10) 世帯構造・年齢階級別 1 世帯当たりの所得

世帯構造別に29歳以下の世帯における所得をみると、1997年以降、夫婦と未婚の子のみの世帯の所得は、夫婦のみの世帯の所得の8割前後で推移している。

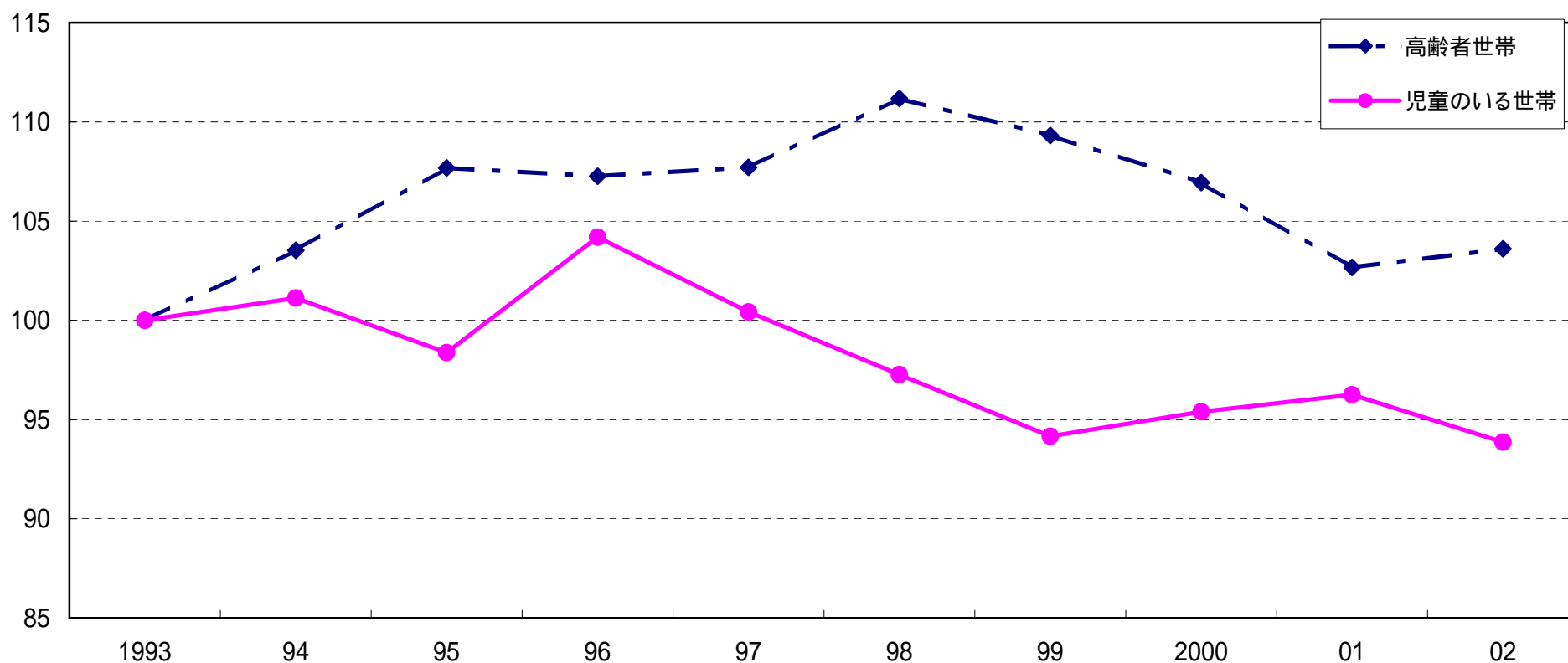


(資料出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」

2 - (11) 高齢者世帯と児童のいる世帯の平均所得の推移

1世帯の平均所得の推移を見てみると、1993年と比べて、高齢者世帯の平均所得が増加傾向で推移している一方、児童のいる世帯の平均所得は1997年以降、低下傾向で推移している。

1世帯当たり平均所得の推移
(1993=100、実質)



(資料出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

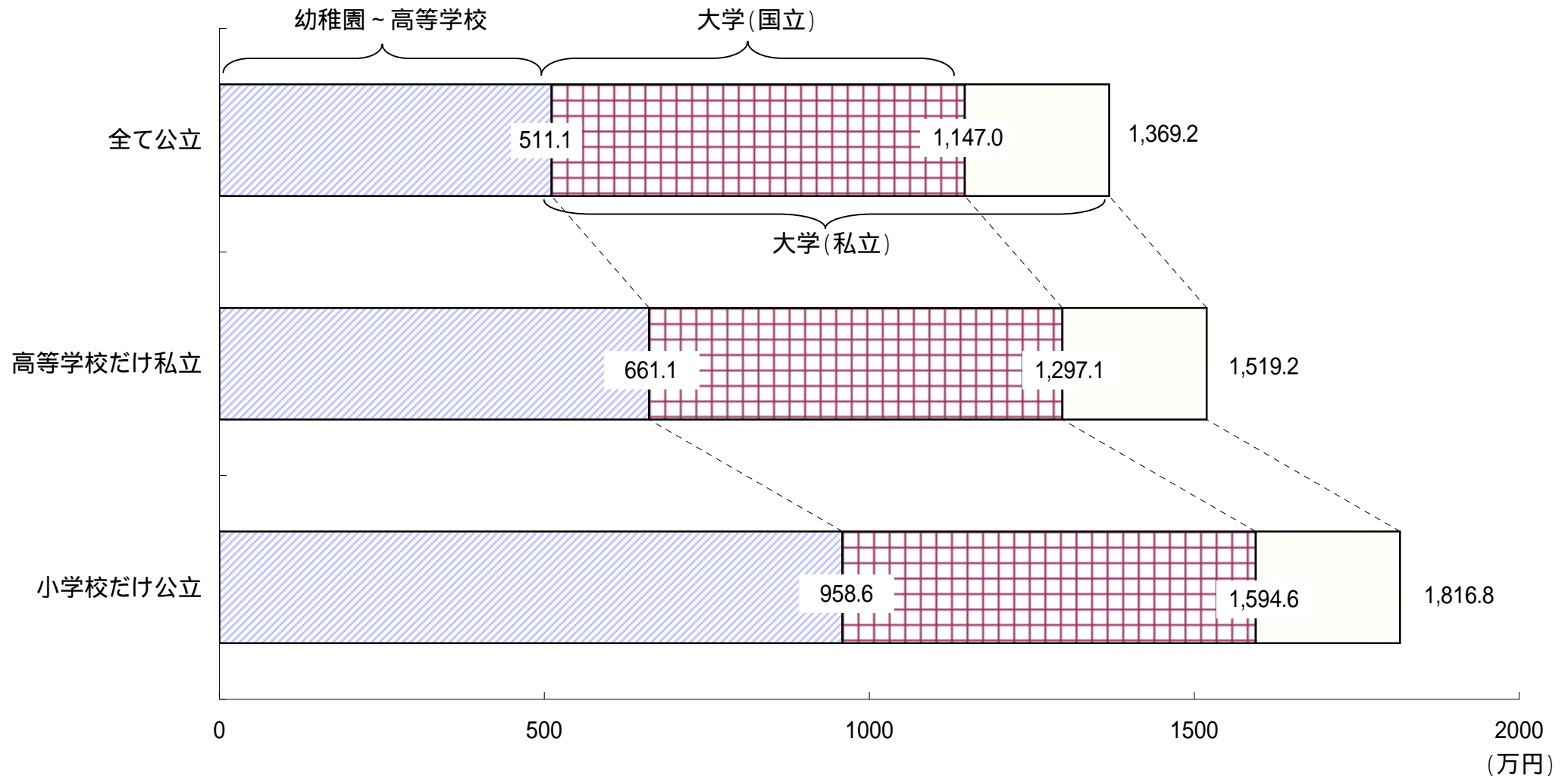
(注) 1. 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯

2. 児童のいる世帯とは、18歳未満の未婚の者がいる世帯

2 - (12) 幼稚園4歳から大学までの教育費等の総額

物価水準の変動を無視すると、幼稚園から高等学校まで全て公立に通った場合では、14年間で約511万円、小学校以外全て私立に通った場合は約959万円かかる。

さらに、大学（中間部）に進学した場合、学生生活費が、国立で約636万円、私立で約858万円かかることになる。

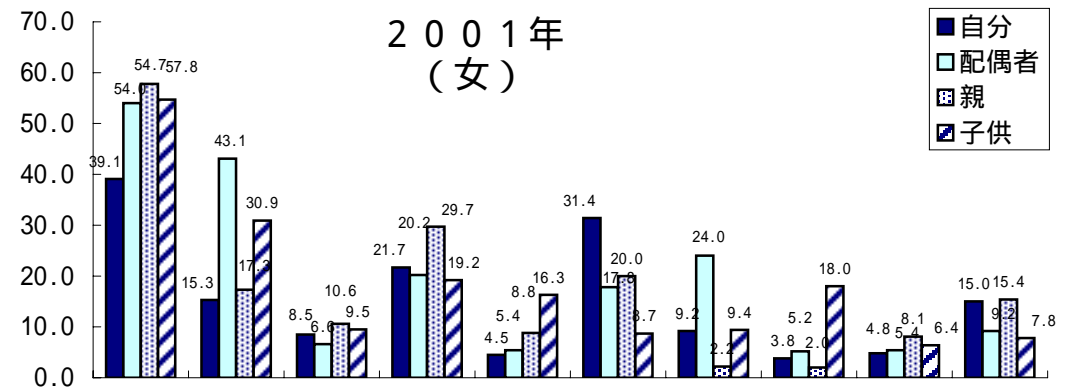
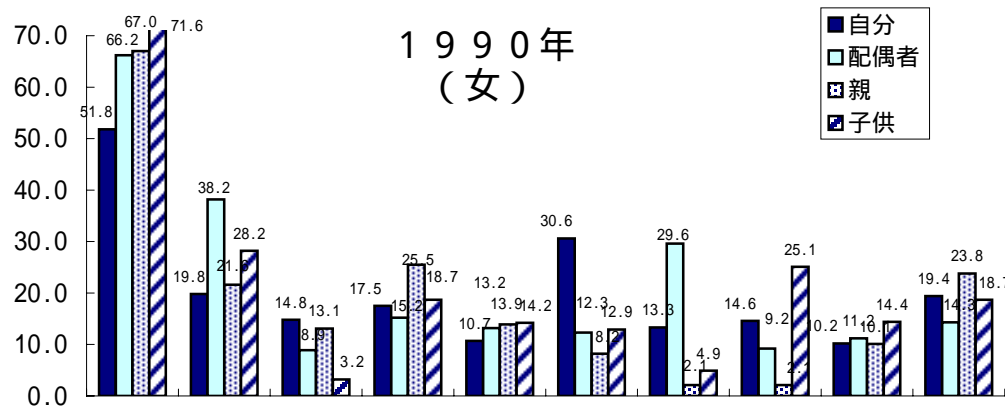
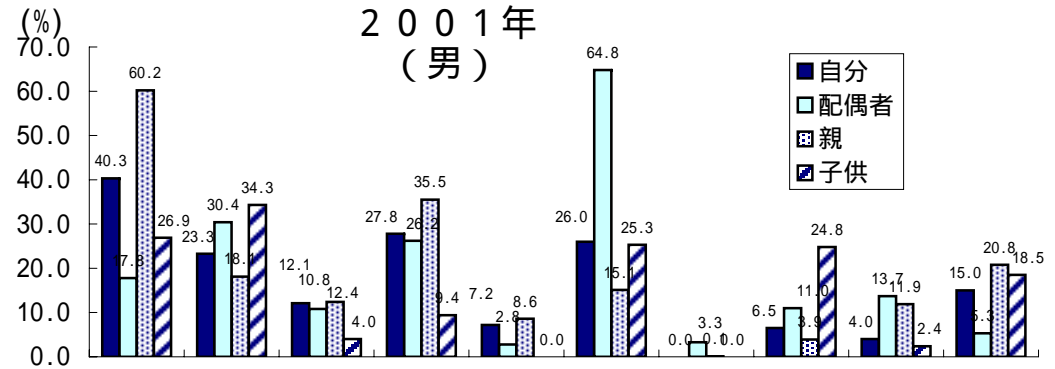
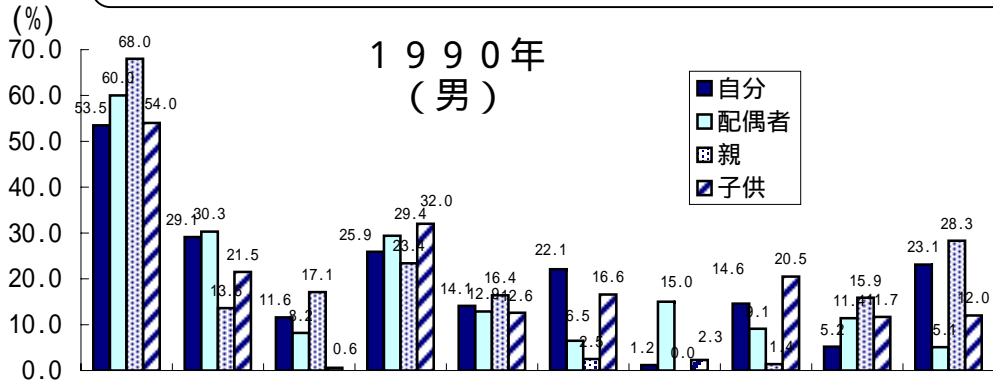


(資料出所) 文部科学省「子どもの学習費調査」、「学生生活調査」(2002年度)

(注) 棒グラフの右の数値は、左から高等学校までの学習費総額の合計、国立大学(昼間部)に4年間通った場合、私立大学(昼間部)に4年間通った場合の数値。なお、大学の場合は学費の他、生活費を含む。

3 - (1) 性、年齢階級、主な収入源別パートを選んだ理由割合(年齢計)

男女とも「自分の都合の良い時間に働きたい」の割合が最も高いものの1990年から2001年にかけて低下している一方、「正社員として働ける会社がない」の割合が上昇している。



い 自分
時間
に
働
き
た
い

勤 務
時
間
が
短
い
・
日
数

賃 金
・
待
遇
が
良
い

興 味
が
持
て
な
い

す ぐ
辞
め
ら
れ
る

正 社
員
と
し
て
働
け
な
い

社 員
と
し
て
の
勤
務
情
況
が
悪
い

と 体
的
に
働
け
な
い

ト 友
人
・
知
り
合
い
が
い
な
い

そ の
他

(資料出所) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

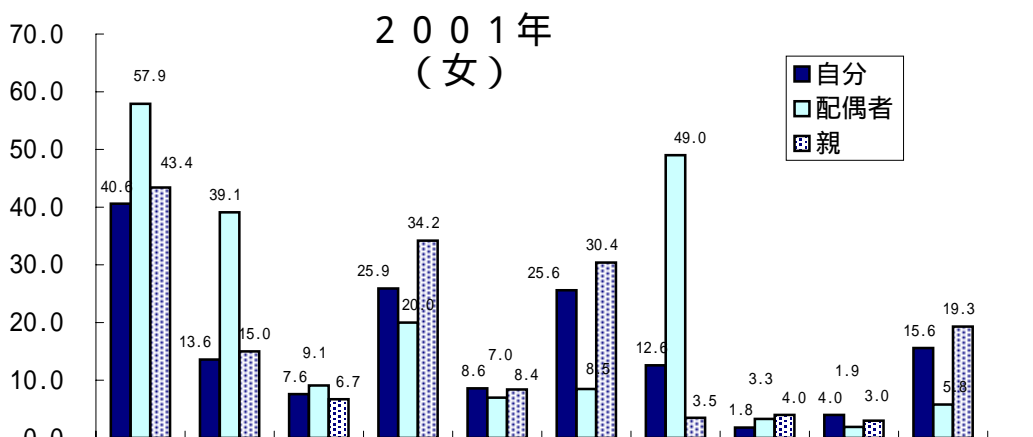
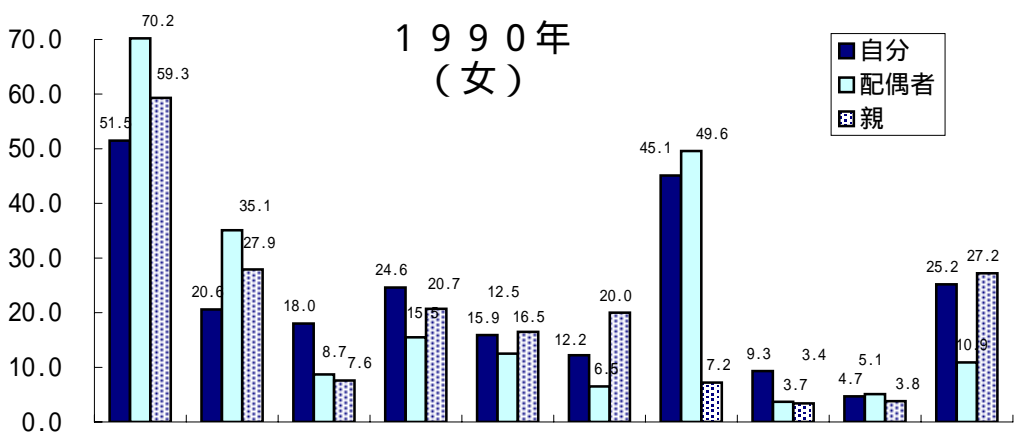
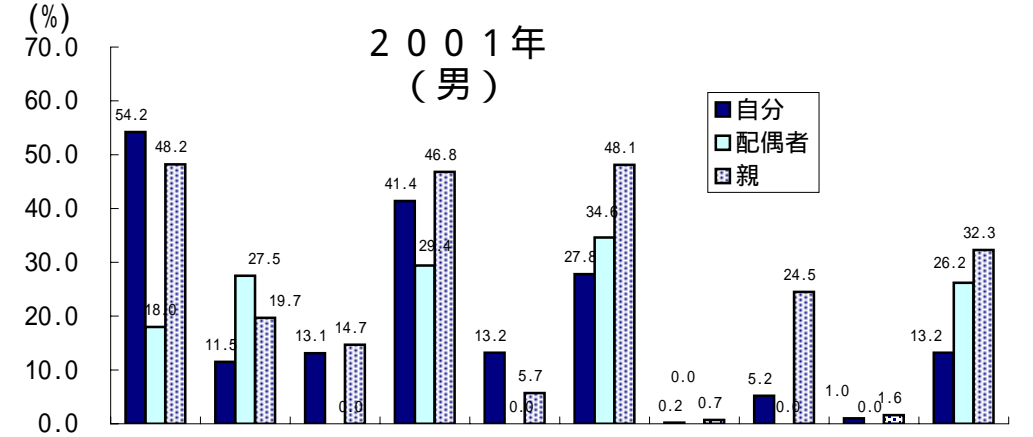
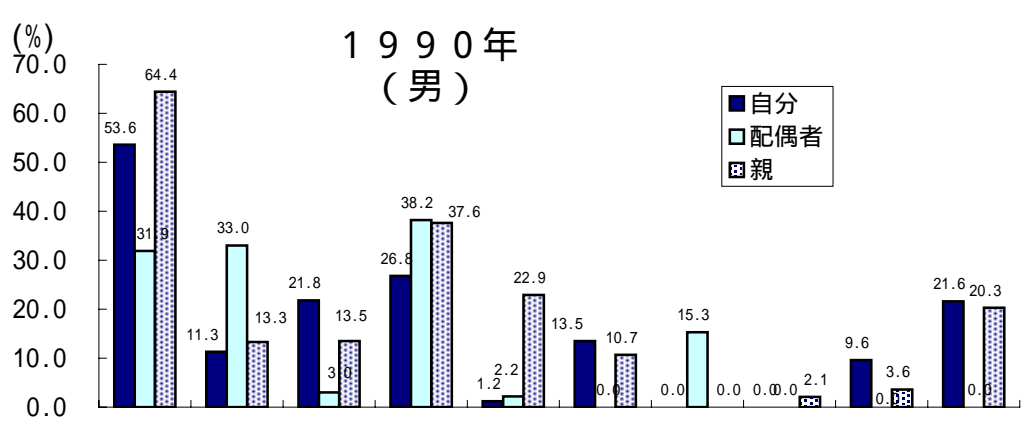
(注) 1. 複数回答

2. 1990年調査のパートは、正社員以外でいわゆるパートタイム労働者の取扱いを行っている者で、一般の正社員よりも所定労働時間が短い者。

2001年調査のパートは正社員以外の労働者(パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員等)で名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い者。

3 - (1) 性、年齢階級、主な収入源別パートを選んだ理由割合(25～34歳)

男女とも「仕事の内容に興味を持てた」「正社員として働ける会社がない」の割合が上昇している。また、女性で主な収入源が配偶者の場合では、依然として「家事育児の事情で正社員として働けない」の割合が高くなっている。



自分の都合の良い時間に働きたい
 勤務時間が短い・日数
 賃金・待遇が良い
 仕事の内容に興味を持てた
 すぐ辞められる
 正社員として働けない
 家事育児の事情で正社員として働けない
 社会的な事情で働けない
 身体的に働けない
 友人・知人がいる
 その他

(注) 1. 資料出所、注については、ページと同様。
 2. 対象者がいなかった場合、或いは少なかった場合は除いている。

3 - (2) 有業者の年齢、行動の種類別総平均時間(男女計)

有業者のうち、30歳代と40歳代は、相対的に1次活動(睡眠、食事等)、3次活動(休養、趣味・娯楽等)が少ない傾向にある。2次活動のうち、仕事時間は20歳代後半から30歳代の層、家事時間は40歳代の層、育児時間は30歳代の層が相対的に長くなっている。3次活動のうち学習・研究時間は各層とも短くなっている。

(時間・分)

	1次活動	2次活動			3次活動		
		仕事	家事	育児	学習・研究(学業以外)		
有業者	10.16	8.18	5.59	1.01	0.07	5.26	0.08
15～19歳	10.14	7.35	3.52	0.07	0.00	6.11	0.18
20～24歳	10.23	7.48	5.51	0.12	0.03	5.49	0.12
25～29歳	10.13	8.26	6.34	0.28	0.12	5.22	0.09
30～34歳	10.09	8.50	6.32	0.46	0.21	5.01	0.08
35～39歳	10.01	9.05	6.29	1.08	0.17	4.54	0.08
40～44歳	9.52	9.01	6.19	1.29	0.08	5.06	0.08
45～49歳	9.55	8.50	6.13	1.29	0.03	5.16	0.07
50～54歳	10.06	8.33	6.07	1.19	0.02	5.22	0.06
55～59歳	10.22	8.14	5.54	1.13	0.02	5.24	0.06
60～64歳	10.39	7.28	5.16	1.13	0.03	5.53	0.07
65歳以上	11.19	6.17	4.28	1.09	0.02	6.24	0.07

(資料出所)総務省統計局「社会生活基本調査」(平成13年)

注)1. 1次活動……睡眠、身の回りの用事、食事

2次活動……通勤・通学、仕事、学業、家事、介護・看護、育児、買い物

3次活動……移動(通勤・通学を除く)、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養・くつろぎ、学習・研究(学業以外)、趣味・娯楽、スポーツ、ボランティア活動・社会参加活動、交際・付き合い、受診・療養、その他

2. 数値は、週全体の有業者の総平均時間

3 - (2) 有業者の年齢、行動の種類別総平均時間(男性)

男性有業者のうち、20歳代から40歳代の層は、相対的に1次活動(睡眠、食事等)、3次活動(休養、趣味・娯楽等)が少ない傾向にある。2次活動のうち、仕事時間は20代後半から40歳代の層、育児時間は30歳代の層が相対的に長くなっている。家事時間については各層とも短い傾向にある。また、3次活動のうち学習・研究時間も各層とも短くなっている。

(時間・分)

	1次活動	2次活動			3次活動		
		仕事	家事	育児	学習・研究(学業以外)		
有業者	10.13	8.09	6.48	0.09	0.04	5.38	0.08
15～19歳	9.57	7.38	4.21	0.03	0.00	6.25	0.15
20～24歳	10.05	7.53	6.05	0.03	0.02	6.03	0.13
25～29歳	9.57	8.37	7.20	0.04	0.06	5.26	0.08
30～34歳	10.00	8.56	7.29	0.06	0.12	5.03	0.06
35～39歳	9.58	9.04	7.34	0.07	0.11	4.58	0.08
40～44歳	9.56	8.47	7.30	0.08	0.05	5.17	0.08
45～49歳	10.01	8.30	7.15	0.09	0.02	5.30	0.07
50～54歳	10.08	8.15	7.02	0.10	0.01	5.38	0.06
55～59歳	10.22	7.58	6.42	0.11	0.01	5.40	0.06
60～64歳	10.42	6.59	5.49	0.14	0.01	6.19	0.07
65歳以上	11.21	5.50	4.52	0.20	0.01	6.49	0.08

(資料出所)総務省統計局「社会生活基本調査」(平成13年)

注) 1. 1次活動・・・睡眠、身の回りの用事、食事

2次活動・・・通勤・通学、仕事、学業、家事、介護・看護、育児、買い物

3次活動・・・移動(通勤・通学を除く)、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養・くつろぎ、学習・研究(学業以外)、趣味・娯楽、スポーツ、ボランティア活動・社会参加活動、交際・付き合い、受診・療養、その他

2. 数値は、週全体の有業者の総平均時間

3 - (2) 有業者の年齢、行動の種類別総平均時間(女性)

女性有業者のうち、相対的に1次活動(睡眠、食事等)、3次活動(休養、趣味・娯楽等)が少ないのは30歳代から40歳前半層である。2次活動のうち、仕事時間は20歳代の層、家事時間は40歳代の層、育児時間は30歳代の層がそれぞれ相対的に長くなっている。3次活動のうち学習・研究時間は各層とも短くなっている。

(時間・分)

	1次活動	2次活動			3次活動		
		仕事	家事	育児	学習・研究(学業以外)		
有業者	10.20	8.31	4.51	2.13	0.12	5.09	0.08
15～19歳	10.30	7.32	3.26	0.11	0.00	5.58	0.20
20～24歳	10.42	7.43	5.37	0.21	0.04	5.35	0.10
25～29歳	10.34	8.11	5.33	1.00	0.21	5.15	0.10
30～34歳	10.23	8.40	4.56	1.53	0.38	4.57	0.10
35～39歳	10.07	9.06	4.46	2.44	0.27	4.47	0.09
40～44歳	9.48	9.21	4.45	3.17	0.12	4.51	0.07
45～49歳	9.47	9.15	4.53	3.10	0.04	4.58	0.07
50～54歳	10.03	8.57	4.53	2.51	0.03	5.00	0.06
55～59歳	10.21	8.37	4.44	2.42	0.04	5.02	0.06
60～64歳	10.34	8.12	4.29	2.37	0.05	5.14	0.07
65歳以上	11.16	6.59	3.50	2.26	0.03	5.44	0.04

(資料出所)総務省統計局「社会生活基本調査」(平成13年)

注) 1. 1次活動……睡眠、身の回りの用事、食事

2次活動……通勤・通学、仕事、学業、家事、介護・看護、育児、買い物

3次活動……移動(通勤・通学を除く)、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養・くつろぎ、学習・研究(学業以外)、趣味・娯楽、スポーツ、ボランティア活動・社会参加活動、交際・付き合い、受診・療養、その他

2. 数値は、週全体の有業者の総平均時間